

第五十一回国会 大蔵委員会 議録 第十四号

(一六三)

昭和四十一年二月二十五日(金曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 三池 信君

理事 金子 一平君

理事 坊 秀男君

理事 吉田 重延君

理事 堀 昌雄君

理事 安藤 覺君

大泉 寛三君

押谷 富三君

小山 省二君

谷川 和雄君

藤枝 泉介君

毛利 松平君

渡辺 栄一君

只松 祐治君

平岡忠次郎君

山田 耻目君

春日 一幸君

出席國務大臣

大蔵 大臣 福田 赳夫君

出席政府委員

公正取引委員会 委員長 北島 武雄君

大蔵政務次官 藤井 勝志君

大蔵事務官 (主計局次長) 岩尾 一君

大蔵事務官 (主計局長) 塩崎 潤君

大蔵事務官 (理財局長) 中尾 博之君

大蔵事務官 (銀行局長) 佐竹 浩君

運輸政務次官 福井 勇君

運輸事務官 (鉄道監督局長) 原山 亮三君

有鉄道部長

委員外の出席者

総理府事務官 (経済企画庁総 合計) 田口 三郎君

大蔵事務官 (主計局法規課 長) 赤羽 桂君

日本国有鉄道常 務理事 今村 義夫君

専門員 抜井 光三君

二月二十四日

委員木村剛輔君辞任につき、その補欠として野田卯一君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員田澤吉郎君及び西岡武夫君辞任につき、その補欠として安藤覺君及び谷川和雄君が議長の名で委員に選任された。

委員安藤覺君及び谷川和雄君辞任につき、その補欠として田澤吉郎君及び西岡武夫君が議長の名で委員に選任された。

本日、の会議に付した案件

通行税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

国の会計、税制及び金融に関する件

○三池委員長 これより会議を開きます。

国の会計、税制及び金融に関する件について調査を進めます。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。平岡忠次郎君。

○平岡委員 一昨日に引き続きまして質問を続けたいと思います。

去る二十二日、衆議院の予算委員会の公聴会がありまして、四名ほどの公述人が意見を述べてお

るわけですが、そのうちに税制問題に触れた方

が、高橋誠さんと紅林茂夫さんの兩名である

ように新聞で承知したわけでありまして、この二

名の方の御意見の中で、高橋さんはこういうふう

に言うておられます。政府の税制の特色は、大き

く分けると、国債発行政策のもとでの減税、それ

から第二番目に大規模の減税、第三番目に企業減

税に重点、第四番目に広範囲の減税項目の四点をあげ

ておられまして、問題は、税負担と不況対策との

関係はどう見るかであるという点に對して論述を

されております。そして、所得減税にかなりの重

点が置かれていたことは評価するが、四十一年度

の物価上昇率は、政府の努力目標でも五・五%な

ので、減税規模をもう少し広げるほか、対象も中

低所得者層にしぼるべきだったのではないかと、ま

た、相続税、贈与税は財源難の現状において減税

すべきではないという趣旨を述べておられます。

それから、紅林茂夫氏は、減税はかなり大規模な

画期的な減税ではあるが、内容を見ると、末端の

最終需要の増加という当面の不況対策としてはな

お検討の要があるろう、四十一年度減税案は不況対

策の見地をさらに強く織り込むことが望ましく、

特に所得減税は政府案よりもさらに大きくする

ことが必要だ、こういうことを、税制に触れられ

て述べておられます。これは、自民党推薦とか、

社会党推薦とか、そういうことにとらわれず、や

はりつくところをついておると私は思っております。

要するに、いろいろ混淆しておりますけれども、

も、現在の経済危機を乗り越えるためには、景気

刺激政策であってはいらないのであって、需要刺

激政策、需要刺激にくっついてくるいろいろな施

設とか、公共事業の投資とか、そういうことは肯

定しませんが、焦点は、やはり需要刺激とい

う点に置かれなければならないと思うのでありま

す。この意味におきまして、両氏はやはり核心を

ついておりますというふうに覚えます。

前置きはそれくらいにしまして、相続税につ

きましてお伺いをしたいと思います。

政府は相続税の減税を行なうことにいたして

おりますけれども、この財源こそ、これまで所得

税の一その軽減に充てるべきではないかと私は思

うのであります。今回の相続税の減税は、初年度

こそ五十億円ですが、平年度化して五百五十億

円と、決して少ない額ではございません。現行で

四百八十億円ぐらゐのところが、平年度化百五十

億円の減額ということは、三分の一を切り取るわ

けですから、相当大きな額であります。中でも贈

与税減税としての銀婚式減税の二百万円を含めま

して、標準的な相続税についての課税最低限を現行

五百万円から一躍一千万円に引き上げておるわけ

であります。銀婚式に近い人がだいたいおるので、こ

ういう点は抽出して見ますればありがたいかもし

れませんが、全体との均衡とか、優先順序という

点からいまして、これは少し飛躍し過ぎておる

と思うのであります。御承知のとおり、有効需要

を刺激すること、そのねらいの一つであるところ

の今回の税制改正の目的からいまして、所得

税の大規模減税によって個人の可処分所得をふや

し、国民の総需要の半ばを占める個人消費を伸ば

すことこそ、政府の税制改定の最重要点とすべき

であるところと存するわけでありまして。そこで、

資産にかかわりの深い相続税、贈与税よりも、ま

ず所得税の減税をということで一貫していただ

かったところであります。特に、減税が必要とし

てはね返る度合いというものは、これは低額所得

者層におきまして一そう強いことは明白なのであ

りますから、特にこの層に減税を集中して、個人

消費を伸ばすことに政府は強く思いをいたすべき

はずであつたわけでありませう。

そこでお伺いしたいのは、その方法として、一つには、独身者の課税最低限の引き上げを一段と考慮すべきであるということ、二つには、課税最低限を標準家族で八十万円ないし百万円程度にまで引き上げること、しかも、これは早急にやっていた方がいいということでありませう。そのことは、同時にまた、二十万人に及ぶ所得税納税者の数を減少せしめて、大蔵大臣、あなたの監督下にある税務当局の徴収事務の合理化を促進することに努めるべきであるから、こういう点を思い切つてやらなければならぬと思つてあります。私が特に独身者の課税最低限の引き上げをやらなければならぬと言つたのは、これは塩崎さんから数字の説明をいただければよろしいのですが、春日君があとに控えておられますので、省略して、私のほうから申し上げます。違つておつたらあなたのほうで指摘していただければよい。独身者は、現行二十万二千五百二十四円が課税最低限でありませうが、初年度ではこれが二万円ほどふえまして、二十二万二千七百八十八円、平年度化しまして二十二万六千六百九十六円、二十二万六千六百九十六円というのは、大体、給料に年間三カ月のボーナスがつくとしまして、十五カ月で割りますと月額約一万五千円です。一万五千円というのは、大体高校卒業生の給料——どのくらいか知りませんが、その辺のところ、当たらずといへども遠からざる数字だろつと思つてます。ですから、この辺から税金を取るといふのは少し酷であるし、あまり妥当ではないと思つてますので、このことを指摘しました。それから第二番目に指摘しましたところの、標準家族で八十万円ないし百万円程度まで引き上げるべきこと、これは当然過ぎるほど当然であると思つてあります。ちなみに、一昨日話として私が出しました、年間所得百万円で、奥さんと子供三人というサラリーマンの納める税金は、アメリカとフランスではございませう。英国では一万六千円、西ドイツで二万二千五百円となつておりまして、日本では、そのときも

申し述べたとおり、今度の減税が実施されてよろしく三万七千九百十円となるのであります。しかも、国民所得はこれらの国よりも日本は低いのですから、そういう点で、この比較論は、ひとつ当局者である主税局長等は心して念頭に置いておいてほしいのであります。そこで、政府はさしあたり四十二年で八十万円程度に、それからおそく四十五年で百万円を標準家族での課税最低限とするがごとき考えはないのかどうか、もし減税のプログラムがございますならば御提示をいただきたい。これは計画的に今後減税をしていくということですから、そういうプログラムがあるのでしょうか、ひとつここで示していただきたいと思つてあります。

○福田(社) 國務大臣 平岡さんの話を聞いておりました、ちよつと平岡さんと私と見解の違つてところがあるのです。景気刺激といふことばは使われませんが、需要刺激ですか、需要刺激政策をとるべきだ、こういうお話であります。私も、それだけでは満足しないのであります。つまり、今日われわれ当面の課題は、経済の不況克服をする、その一つの有力なる方法として需要喚起といふことをすると同時に、この不況克服の過程を通じて経済を正常な姿に持つていく、こういう二つの問題に当面しているわけですから、財政面からそういう政策をやつていくといふことを考える場合におきまして、一定の財源であります。合、需要喚起、需要刺激といふことをやろうと思つておられる、私は、歳出面にこれを振り向けるといふほうがより有効である、こういうふうな考へるのであります。したがつて、歳出の規模は相当膨大化した、そういう考へ方に基づくわけでありませう。ところが、われわれの期するところは、経済の不況克服のほかに、また今後経済を安定的に発展させる基礎固めをしなければならぬ。それには国民全体、つまり個人、企業を通じて蓄積を与える、適正なる財産形成、この機会を与える、こういう政策もとられなければならぬわけでありませう。それには税という問題が非常に大

きな働きを持つ、こういうふうな考へたわけでありませう。つまり、減税、今度非常に大規模にやりますが、この減税に期待するところは、これによつて需要を喚起するといふ働きも、もとよりあります。ことに所得税であるとかあるいは物品税、こ

ういふ面におきましてはその働きが多いと思つてますが、同時に、この機会に、個人、法人を通じての蓄積を高め、適正なる財産形成を刺激し、そして個人、企業の安定といふものに寄与していきたい、こういう二つの目標を持つておるわけでありませう。したがつて、あなたのおっしゃるやうに、歳出よりは景気対策的要素、要因といふものは少ない減税ですね。しかし、少ないといつても、全然ないわけじゃない。特に高いのは、私は所得税減税であり物品税減税であるといふふうに考へますが、その所得税減税に全部といふか、大半を振り向けないで、蓄積という方向にも振り向けたゆえんは、私がただいま申し上げたやうな趣旨に基づくものでありまして、減税は、景気刺激、需要刺激政策一本の目的であるといふふうに理解されておる平岡さんの御所見は、少し私どもの考へ方とは違つておるでございませう。しかし、あなたが具体的に指摘をせられました独身者の問題、こういうことにつきましては、財源の關係もありまして、お話のようなわけにはまいりませんでしたが、しかし、将来の問題といたしましては、私は、今日の課税最低限といふものにつきましても、これをさらにさらに高めていきたい。あなたはいま八十万円とか百万円といふふうにおつていますが、私も同じような気持ちで、財政の状況とにらみ合わせながら、なるべく冗費はこれを節し、そうして、せめて数年の間には八十万円といふような目標が実現されるようにということをお願いいたしております。

とめていきたい。また、税制全般を通じまして、非常に税制が複雑になつてきておりますので、これをどういふふうな簡素化して国民の税法にしていくかといふ問題、そういう角度からの検討もしていただきたい、かように考へておる次第でございませう。

○平岡委員 次に、間接税の減税についてお伺いをいたしたいと存じます。政府は、四十一年度の税制改正の一環として、ミンクのコートからマツチまでという物品税について、三十七年以来行なわれなかつたところの減税を今回行なわれようとしております。初年度で二百八十七億円、平年度化して三百四十七億円の、

い。また。

とでは減税額はすべて物価上昇に食われてしまつて、たかだか物価調整減税にすぎません。物価調整減税にもならぬと思うのですよ。ただし、所得減税の対象になっている階層はまだいいのですが、所得減税の対象からもうすでに遠のいてい一般の低所得層、膨大な低所得層があります。が、それは今度は間接税によつて生活費それ自体が非常に影響されるわけですから、その辺の減税をしていかなければならない筋だと思ふのです。そういうことになりますと、あなたのおっしゃる相当な財源が要るわけなんです。相当な財源は——去年まではあなたのおっしゃるようなことでもよかつたかもしれないけれども、公債政策に踏み込んだわけですから、この機会に徹底的にそれをやつて、最終需要の喚起という路線を徹底的にしくべきであつたといふことの指摘であります。

それからもう一つ、財源の問題ですが、租税特別措置廃止による財源が存在します。あなたのほうから提出された資料からは出てこないのですけれども、租税特別措置という根拠がありまして、これが年々二千億円以上の大減税をしておるわけなのです。それがことごとくといっているいほど、大企業とそれに関連の高額所得層の偏向減税になつておる。その個々のものを抽出して見れば、それぞれ理屈があるのです。ありますけれども、現在の危機突破のためにはそれを打ち破つていかなければならないだろうというのが私の考えです。この間の予算委員会における参考人の議論の中に

はそれの指摘はなかつたのですが、しかし、現在日本の國民經濟から要請されていることは、景氣刺激と需要喚起とでは私は違ふと思う。それで、重点は後者、つまり需要喚起に置かれなければならぬというのが私の主張です。ということは、デフレギャップの状況なので、景氣刺激ということ、特に企業關係に對する景氣刺激的なものを税制でめんどろを見ろというのは、この今日の機会では妥当ではないというのが私の主張です。

以上のことを申し足して、次の課題であるところの政府の國債政策に關する質問に入りたいと思ふ。

私は四十一年度以降に発行される建設国債は、四十年度の二千六百億円の国債と同様、これまた事実上の赤字国債であり、したがって、今日の金融情勢のもとでは、実質上日銀引き受けとならざるを得ないと思っておりますので、インフレーションと物価高を今後さらに悪化させないためには、一たん出してしまった国債に歯どめをかけるために、これを日銀に引き受けさせまいという、ろくに効果もあがりそうもない、またできそうもない政策議論を戦わすよりも、結局、政府のかまえと

[illegible]

そこでお伺いしたいのですが、まず第一に、財政法第四条第三項の規定による公共事業費の範囲として、予算総則の七条に項目がたくさんあげてありますね。この項目は一体いかなる基準によつて選択されたものであるか、また、この項目は毎年追加しないし洗いかえが行なわれるものであるかどうか、この点につきましてお伺いします。

三百億円であります。いま国会に対する関係からいいますと、七千三百億円に相当する費目を提出いたしますればいいわけでございますが、そうちょっときりというわけにまいりません。でこぼこが出るわけであります。そういうようなことで七千六百億円という額に相当する費目を出したわけでありますが、その費目の出す基準は、国民、国家の財産として将来に残るものであり、かつ、その効果が回り回って国家の発展に役立ち得るものである、こういうことでございます。そういう基準で選んだのであります。

第二に、将来これが変えられるか、こういうこととでございますが、将来といえどもこの基準を変える考えはございません。今日、昭和四十一年度の段階において、なお他にこの基準に相当するものがあるわけでありませう。しかし、国会の審議上必要のないものでありますから掲げておりませんが、それは官庁營繕費など、三費目となるわけでありませう。将来そういう基準に相当する費目が新たに設置されるというようなことがあれば当然追加されるわけでありませうが、今日の予算の体系において見た場合においては、追加され得る資格のある費目というのは、提出いたしておる資料のほかに三費目だけである、そういう考え方以上に将来とも考え方として出る考えはありません。

○平岡委員 要するに、一般会計予算の資料として出されております予算総則に書かれておる二ページから三ページにかけてのものに限定される、ただし、限定はされるけれども、官庁営繕費と社会福祉施設費と農林水産向上対策費、これは将来追加されることがある。この条件でこの費目は確定をするということですね。

○福田(越)国務大臣 大事なことから話つきりしておきたいと思いますが、四十一年度ベースでいいまして、もし洗いざらいにそれに該当する費目があるとすれば、ただいまの三費目である、三費目を追加して差しつかえないんだ、そういう考え方であります。しかし、昭和四十三年、昭和四十四、五年に、たとえば大震災対策費なんという

のがあって、それがたい申し上げました基準に相当するものである、そういうふうに考える場合には、これは追加される性格のものであります。しかし、四十一年度予算のベースとして考えた場合には、残されたものはその三つであり、その三つを加えて判断いたしました。将来、国家、国民の財産として残り、しかもそれが国民経済、国家の発展に貢献するものであるという、そういう基準の考え方につきましては、これは一寸も動かす考え方はございません。

○平岡委員　基準としてこの対象項目をきちんときめてしまおうという方法と、ある選択の基準ですね。あなたのいま言われたような、国家、国民の財産としてあとに残り、回り回って国民経済に寄与するもの、そういう方法的な規定のしかたもあるわけですね。あなたは両方ごちゃ混ぜにおっしゃって、まだ私必ずしも得心はいきません。四十一年度につきましては、かなり確定的なことをおっしゃった。しかし四十二年にいったらわからぬ。すつとんきょうに天災地変を出しましたが、これは例外的なことですから、議論の外におきましよう。そうでなしに、四十二年、四十三年、四十四年、四十五年、その中期的見通しと申しましようか、永久的とはあえて言わぬまでも、財政規模の見通しを立て得るくらいの年度範囲におい

て、やはりこの基準は変わらないとおっしゃって
いただかないと、これは少しく議論がおかしくな
るのです。というのは、やはり建設公債自身の歯
どめということをあなは言われているのだから、
その歯どめ自体に対しては、これは論議の上で
だんだん明確になっていく必要があるのだ、いま
明確化の過程かもしれないませんが、四十一年度
でなしに、四十五、六年までは、やはり適償
公共事業はここに書かれたものであるというこ
と、むしろ、三つは追加して差しつかえありません
が、そういうふうになつて御明言をいただきました
と思うのです。

○福田(勉) 國務大臣　たとえば、四十一年度のこ
とじゃございませんけれども、四、五年前に土地

改良事業費というのが農林省で農業基盤整備費という費目の名前に変更があり、その中に草地改良というものも加えるという変更がありました。そういうことは、将来といえども間々あるのです。しかし、内容につきましては、たゞいまも申し上げましたように、これは将来とも国家国民の財産として残り、また、国民経済の発展に貢献するような性質のものであることには違ひはないのであります。そういうことがちよいちよいちありますから、名前が違つたから、これは少し前と違つたか、性質として、たゞいま申し上げましたような基準のもの以外に一步も出ないということ、これははっきり申し上げておきます。少しも不明瞭なところはないと思います。

○平岡委員 お答えはやや明確になつてまいりましたが、一つだけ聞いておきたいのです。この間勝間田さんが、たしか予算委員会でお聞きになったことですが、防衛庁関係の兵舎とか、そういうものはどうか、防衛庁支出にかかるとは、どうかと言つたら、大体否定的にお答えになりました。ただ、私ちょっと疑点があるのは、防衛庁経費のうちから出せる防音校舎という名目の学校建築が、自衛隊関係と米軍の基地関係、両方で六十億円くらい、私の記憶に違ひがあるかもしれませんが、大体その程度あるわけですが、そういう防衛庁費にかかるとは、公共事業費ではないという言い切り方ができますか。もう一つ言つておきたいことは、米国のほうからの要請として、池田・ロバートソン会談で、国民総生産の三〇％くらい防衛費とするという大きな話し合いの土台があるわけですが、そこで、現状では昨年、四十年年度の防衛庁予算——国民総所得でしか総生産ですか、それはあまり変わりはないでしようから、総生産とかりにしておきましょう。総生産の中に占むる防衛庁費は一・三〇％くらい。そこで、松野さんが防衛庁長官になられた直後に、第三次防衛計画においては、つまり四十二年から始まり四十六年に終わりますけれども、それには国民総所得に対

して二〇％程度には持つていきたいということをおっしゃつておられます。そういうことを見ますと、米国のからの圧力が一般国民が普通考えているより以上であり、そういう要請が強いということ、は事実だと思ふのです。そういうときに、日本の立場で、消耗品に回る弾丸とかそういうものをつくるよりは、防音校舎ということにすればあとに残る。そういうものにうんと金をかけて、文部省予算を削つて、防衛庁のほうに、かまわぬからよけい出していけば、これは帳面づらは防衛庁費が二〇％に近づく、われわれは何もアメリカに対してどうということはありませんけれども、政府の立場がそのことを考慮しなければならぬならば、数字上は防衛庁費として出せるわけですね。防衛庁費で、まさに国民の教育施設、教育環境づくりのために出せる支出は大いに出したほうがいいし、私は、日本に容赦して、防衛費に幾ら使えというふうなことに對しては認しませんけれども、現実の日本の置かれた立場からそういうことが必要ならば、むしろ防衛費支出の中から学校の建築費等は、むしろ出していっていいと思ふのです。そういう点で、防衛費における学校施設が、適價公共事業として入るから入らないか。純防衛庁の支出費としての兵舎とかなんと性質が違ひます。こういう点は将来どういうふうな処理していくか、どういふ概念づけでいくか、適價公共事業費として見ていくかどうか、その点はどうでしょうか、念のために伺ひしておきます。

○福田(越)國務大臣 まず防衛費ですが、これは再生産的な要素がない。極端に言つと、消耗的な性格を持つ、こういうことで、公共事業費というふうなことを考える場合において、大体これを除外するのが国際的な通念でございます。大体の国でみな経済計画なり国民経済の計算をやっておりますが、そのときに、防衛費は、公共事業費、つまり資本的投資というふうなものから除外しております。そういう国際的な通念に従つて防衛費は公共事業費から除くべきものである、こういうふうにも私も考えたわけですが、ただ、御指摘の施設庁の

やつておる仕事の中には、学校のような問題があります。ありますが、これも本体は何かといへば、防衛費に連なるものです。そういうようなことから、これを公債対象費目としてははずす、こういうことに考えたわけですが、はずすがいいか、はずさないがいいか、これは判断の問題でございますが、私もはずすことが可である。そういうものも国債発行対象にすることは適當でない、こういうふうな考えまして、たゞいま御審議をお願いしておる、こういうわけでありました。

○平岡委員 そうしますと、一応ここで適價公共事業の範囲はきまりましたね。そうすると、あと算出さるべき金額の掛け算です。ここでもう一つの要因は何かといふと、範囲とか項目はきまりましたから、今度は量の問題です。公共事業の範囲、すなわち、項目がきまつても、それぞれ適正事業量、これは個々の積み上げでもいいのですけれども、包括的にでも適正事業の量の規制基準がなければ、これはやはり野放しになり終わります。適正事業量の規制基準を示してもらいたいのであります。

○福田(越)國務大臣 公債発行の対象になる公共事業等は、経済の動きと最も関連の深い財政部門であります。したがつて、それをどういふふうな量的にきめていくかといふことは、私が前から何回も申し上げておるわけですが、経済の動きとよく関連をとつて、均衡を失しないようにきめなければならぬ、こういうふうなことを言つておるわけですが、安定成長といふことを言つておるわけですが、八〇％の経済成長といふことは、なおつけ加えて七、八〇％の経済成長といふことである。ですから、国民経済全体の動きの中で、他の要因、つまり、設備投資でありますとか、国民消費だとか、そういうようなものを考えて、いかなる規模であれば大体七、八〇％の経済成長になるかといふことを基準といたしまして財政の規模といふものをきめていきたい。その中で一番大きな要因は、何といつても、公共事業費がどういふことになる

か、こういうことかと思ひます。ですから、経済計画全体の中で財政を適正な位置に置く、こういうことが公債対象費目のスケールをきめる基準と相なる次第でございます。

○平岡委員 抽象的なお答えならそんなことしかならぬと思ふのです。もう少し具体的に、たとえば、予算総額に占める割合でどうであるかといふようなことのきめ方もあると思ふのです。あるいは税収に占める割合、要するに、適價公共事業の抱括的な適正量といふものは、基準として、予算総額に占めるどのくらいのパーセンテージであるか、あるいはもう少し小さく、税収に占める割合としてはどうあるべきだといふ考え方はあると思ふのです。あるいは、米同等の場合においては、国民総生産の中に占める割合といふようなこととでいろいろ参考の資料が出ておられますけれども、大体その辺のめどにつきましておっしゃつていただきたいのであります。私は予算総額に占める割合で今回の七千三百億円をばいいてみました。つまり、予算総額は四兆三千四百十二億円で、これを分母として七千三百億円を割りますと一八・八％、それから税収を基準にいたしますと、分母が三兆一千九百七十七億円、分子が七千三百億円で、このパーセンテージは二三・三％弱と出るわけなんです。だから、どこかにめどを置いていただければ、四十二年度になりまして、もう少し予算規模が大きくなつても、それにやや比例していくわけですからね。そういうおおよそのめどがないと、国民が心配するわけです。公債発行は建設公債といふことで歯どめをするといつても、内容的には非常に不安なんです。ですから、この点につきましての政府のお考えをお示しいただきたい。

○福田(越)國務大臣 先ほどは、公共事業費のきめ方はどうだ、こういうお話でしたが、今度は公債の量だ、こういうお話ですが、公債の量のきめ方、これはやはり公共事業費といふものが最大の基準になるわけですが、しかし、同時に、その公債をきめる基準といたしましては、後にお話が

あるかもしれませんけれども、市中消化の可能な限度というものもあり、また予算全体の中に占めるウェイトというようなものもあるわけでありまして、それで、お話しのように、昭和四十一年度でいいと思います。まあ、他のいろいろな情勢によって変わってくると思いますが、他の要因において大きな変化がない場合におきまして、まず大体四十二年、四十三年あたりはそんなところが一つの――これは一つです、一つの目安になっていくのじゃないか、そんなふうに考えております。

○平岡委員 私がお聞きせんとしたことは、要するに、適正事業と申しましようか、適正公共事業量の一定割合は将来にわたってどの程度のものをご予想するかということでありまして、かく申し上げたゆえは、公債が、大体四十一年度以降の予算においては政府の長期の展望に立つ経済計画の一翼をなすものでありまして、国債累積の展望を無視し得ないから私はこのことを聞いたわけでありまして。

次に、もう一点国債問題について伺いいたします。昭和四十八年度から本格的な国債元本の償還が始まります。累積国債総額の利払いに上乗せする、その財源調達に相当大きなものになると思うが、どのようにして行なうのかお示しを願いたいのであります。国債の累積総額を幾らに踏んでいるかもあわせて御答弁をいただきたい。

○福田(越)国務大臣 今度出します公債は期限が七カ年というものであります。お話しのように、その償還期限が四十八年に到来するわけでありまして、ところが、この国債の性格は、これは国家国民の財産として長期に残っていくものとの見合いとなつていくわけでありまして、普通、そういう性格の国債でありまして、たいがい国でそうでありまして、大体十五年とか二十年とか、長いものになりますと長い償還期限の国債になるわけでありまして、ところが、今日の日本の金融界の情勢からいまして、そこまで長期の公債が出る

せない。そこで七カ年という中途はんばんな国債を出すことになったのですが、さくばんに申し上げまして、七年後の四十八年に、四十一年に出した公債が全部現金償還ができるかという点、私は、そういうことはなかなかむずかしいんじゃないか、しかし、できる限り償還にもつとめなければならぬというので、国債整理基金特別会計への積み立てなんかもやっておきますし、なお、一つ一つの銘柄についての償還計画、つまり減債基金計画というふうなものにつきましても、これが取り入れべきものであるかないかというふうな点も今後検討してみたい、こういうふうな考へておるわけなんです、まあ、借りかえというものは、新しく経済上の変異を起こすものではない。でありますから、借りかえがそのときに行なわれまして、私は、さして問題とするに足らない、しかも七カ年の公債である、その借りかえであるというふうな考へておるわけでありまして。

○平岡委員 四十八年に元本の償還があることになっておりまして、そのころに至るまで毎年毎年国債が累積しているわけですから、それに対して利子を払わなければならぬ。その二つが大きな支出になるわけですね。それがどのくらいのお金かというところをお聞きしたわけですが、そのお答えはあります。まだあとにそういう機会があると思ひますからお聞きしますが、いま大臣からも触れられました減債基金制度の方向はどうなるのか。昨年の通常国会で財政法第六條の改正によって、減債基金積み立て額が、四十一年度及び四十二年度に限つて、二分の一を下らざる額から五分の一を下らざる額に改められたことは御承知のとおりであります。その間に減債基金を根本的に検討するということになっておるものであります、その点につきまして、現在どのような検討が加えられておるか、お伺いしたいのであります。

○福田(越)国務大臣 ただいまのところでは、現行法にのっとりまして、国債整理基金に毎年度剰余金の五分の一を入れるという仕組みをとつておるわけなんです、これをどう考へていふ足りません。そういうようなことを考へまして、減債基金としてどういふものが適切であるかというのをこの一年かけて十分検討してみたい、そういうところでありまして、まだできておりません。

○平岡委員 先ほど大蔵大臣は先回りをして、四十八年に大抵書きかえたいということになり、四十九年をとおしつた。この四十一年度一般会計予算の七十九ページにうたつておる昭和四十一年に発行を予定する公債の償還計画というのがあつた。その償還計画が、野党から文句を言われ、十一行ほど書いてある。これは心というところですか、書いてあるのですが、これによりまして、返すこともよろしい、返さなくてもよろしいといふことが書いてある。それはとても計画表というほどのものじゃないんです。せんじ詰れば、返すだからこれは、財政法に規定している償還計画表とは私には思ひないのです。先ほどのお答えでも、適債公共事業の範囲というのをはかり明確なんです。それに対応すべき償還計画に至つては、減債基金の積み込みの方針もいまだきまつていない。それから問題の償還計画表は、いま言うたように、きつめて弾力性があつて、何にも書かないのと同じことですね。こういう点は、公債それ自体がインフレ化する上においての拍車要因になるというところを国民は心配しておるのですから、明確化の要がある。あなたは、公共事業に限るといふこと、それから日銀の引き受けはさせないといふ二つの歯どめがあると言つておるが、内容的に検討すれば、これは全然そういう国民に納得させるだけのきつちんとした計画になつておらない。私は、日銀の引き受けはせぬというのが最初からあり得ないとおきかたであつた。そういうことよりも、適債公共事業の範囲とその量、その点を

しっかりとつておけばいいという考へ方、それから減債基金等によって償還のめどをちゃんとつけてもらへばいい、こういう点から質問したのでありますが、きょうはことごとく不満足であります。こういうことで、結局、政府はコンパスも何にも持たずに航海に乗り出すみたいなものでは、政府のざつぱりな船長さんになつて国民は船出していないかどうかというところに非常に不安を感じるの、当然であると思うのです。きょうの議論では、やはり国民の不安を解消してもらへるような、そういうお答えがなかつたことを残念に思つておるわけでありまして、個人が金を借りる場合でも、返済のめどを説明しなければ貸す者はありません。国の借金たる公債も、長期展望において返済計画が示されなければ、債権者を代表する議員の責任はつとまらぬわけですね。こういう点につきまして、私どもは債権者たる国民を代表する立場から、返還のめどについてお伺いして、政府はまじめに検討を加えて、りっぱな計画表、予定計画をちゃんと出していただくようにお心がけのほどをお願いしておきます。この点は、結局中期経済計画と関連してくると思うのです。

そこで、質問の最後といたしましてお伺いいたします。

中期計画に対する今後三カ年間の経済運営の基本的考へ方、つまり、今後というものは、四十二年から四十三年まで、これが中間的に出されたい。しかし私がここにお伺いしたいのは、この中間的に出された基本的考へ方に続くべき新経済計画はいつ提示されるかということ、これをお伺いしておきます。

○田口説明員 お答えいたします。政府は、去る一月二十七日の閣議決定によりまして中期経済計画を廃止したのでござりますが、公債政策の導入による財政金融政策の新たな転換にあたりまして、経済運営の指針の必要が出てきたというふうなことから、とりあえず、ただいまお話し今後三カ年間の間におけるわが国

ましては、当委員会でも非常に御熱心な論議がありましたことは承知をいたしております。また、その御論議等に基づきまして、政府におきましてはこれが改善の具体案をつくりまして、ただいま進行中であります。すなわち、都市銀行につきましましては、大体整理基準を示しまして、そして昨年の五月にその報告を受けております。その整理基準に対しましては、大体これを実行いたしましたし

た、こういうような報告であります。それから相互、信金等の地方、中小金融機関につきまして、本年の五月に報告を受けることになっております。中間的な見通しといたしましては、これも相当改善が進行してゐる、整理基準に適合するための努力が行なわれてゐる、かように考えておるの次第でございます。しかし、その報告されたところと實際が一体どうであるかという点につきましては、大蔵省の検査機能を通じてこれが実情を把握し、なお、もし違ふ点があれば、これが是正につとめる、かような方針でございます。

さらに、この問題は非常に広範な問題でありますので、全国都道府県に各一カ所、歩積・阿建苦情受付所というものを設置いたしました、苦情のある方につきましてはそれを承つて、そして執務

の参考に供するといふうにいたしておりますが、このほうは成績があまり上がっておりません。卒直に申し上げます。

○北島政府委員 公正取引委員会いたしましたのは、本委員会の三十九年六月の御決議の趣旨に基

つきまして、不公正な取引方法と認められる歩積み、兩建てに関する具体的基準につきましては、種々討議を重ねておりまして、ほとんど成案を得ております。必要あれば直ちに指定し得る状況でございます。

なお、御決議の中にございました「金融機関の自
粛状況を常時監視」という点でございしますが、こ
の点につきましては、ただいままでに四回にわた
りまして、直接中小企業者たる借り入れ者に対し

ましてアンケート調査の方法により、抽束預金の調査をいたしております。お手元に御配付申し上げ

これこれの措置とは何ぞや、一方においては特殊指定を行なう、行政監督者といたしましては厳格な措置をとれというてやったのですから、一年たてば改善のあとがあらわれてくることは当然の事項である。けれども、公取委員長はまだまだ問題がたくさんあるんだと認識されておる。ところが、銀行局長ははば整理を完了したと認識したが、その認識の根拠は何であるか、また、このようないないなる疎隔を何と見るか、御答弁を願いたい。

○佐竹政府委員　これは、春日先生も十分御承知の点と存じますが、実は問題は二つあると思ひます。すなわち、当大蔵委員会のいろいろ御審議を経まして決定をいたしましたところの、いわゆる整理すべき自肅対象預金というものの整理状況いかにという問題と、さらには、いわゆる公取でアンケートでお調べになっておられますところの拘束預金の状態がどうか、つまり、この二つの問題に分かれるわけでございます。

私も見えております点は、自肅対象預金というものの整理状況はどうか、ここに実は重点を置いて見ているわけでございます。先ほど大蔵大臣から御答弁がございましたように、銀行からの報告によれば、都市銀行並びに地方銀行においてははおむね四十年五月末においてはほぼ完了という形になっておりますが、それに対して、私たちは特別検査等を行ないまして、その報告の適正であるかどうかについて実は検証をいたしております。その検査の結果、若干のその存在することを発見いたしておりますが、それらについては、すみやかに是正を命じております。したがしまして、この定められましたところの自肅対象預金、こういうものに限って申し上げます限りは、大臣の申されたとおり、全国銀行においてははば整理を了した、ただ、拘束預金についてまだいろいろ問題はあろう、こういうことでございます。

○春日委員　私は、銀行局長の答弁は正確なものではないと思う。というのは、独禁法によってわれわれが指摘しております批難さるべき、是正さ

れなければならぬ歩積み、両建ては何であるかというところ、それは独禁法が定めておるところの不当な歩積み、両建て、それから不正な歩積み、両建て、このことを言っておるのであります。したがって、大蔵省としての権限範囲——行政指導の権限範囲内の事柄は、あるいは不当な歩積み、両建ての境界に限られるかもしれない。そうして不正な問題、また不当な問題だとして、これは独禁法で公正取引委員会の権限範囲内の事柄ではあると思うが、大蔵省としてはこの不当な問題について行政指導を行なうことができるし、行なわなければならないと思う。不当な歩積み、両建てと、不正な歩積み、両建てと、二つある。この二つともなくさなければならぬのが政治問題として論じられておるところである。それであるから公正取引委員会においてはこの二つの問題を全面的に取り扱っておるが、さりとて、大蔵省としての責任は、この二つのことをなくすることのために全的努力を進めていかなければならぬことは当然事項であると思う。この問題について、大蔵大臣の見解はいかがでございますか。

○福田(赴)國務大臣 この問題は非常に重要な問題であります。一挙にこれを始末をするというわけにはいかぬ問題もあります。そこで、大蔵省では自肅対象預金を中心とする整理方針を立てまして、これをまず実行する、それが都市銀行においてはもう報告を受けており、チェックをしておるといふ段階にある。相互、信金等につきましては、それが目下進行中であり、五月に整理実施報告が期待されるという段階なんです。そういう自肅対象預金を中心とする整理基準が、適正というか、当を得たものであるかどうかという点かと思ふのです。まあ、それらの報告あるいは銀行検査の結果等を見まして、そしてまだ適正な状態とは言えないという状況でありますれば、これは再検討しなければならぬ、大蔵省としては、どこまでも不当、不正な行為があつてはならぬということを含願すべきことはもちろんであります。

○春日委員 これは、お互い問題の解決をはか

らなければならぬから、私は、前にも申ししたように、あげ足をとるものでも何でもないのである。ただ、現実がいま予算委員会であるという資料を集め、現状に基づいてこれが解決策のために熱心な議論がなされておるのである。本委員会において公正委員会は、なお全面的解決に至ってはいない、不当、不正な歩積み、両建ては全的に解消されてはいないと述べておる。このような現状を踏まえて、大蔵行政はいかにあるべきか、私はこれを論じたいのである。

あなたのこの通達を見れば——私はこれを求めたわけではないが、あなたのほうから自主的に御提出を願った。これを見ると、はなはだ文言が遺憾千万にたえないのであります。と申ししますことは、こういうような文言が用いられておる。これは大蔵大臣、お聞き取りを願いたいと思うのだが、(3)の「留意事項」の中に「苦情を金融機関に取り次ぐにあつては、例のあなたの方のほうの苦情処理機関を設置するにあつて、各財務局長あてにその注意事項、取り扱い要領を通達されておるが、その中の第三項の「留意事項」については、「苦情を金融機関に取り次ぐにあつては、申出人の氏名を明らかにせざるを得ない旨、申出人の了解を得ておくこと。」というふうな苦情があつたら、そして悪いと思つたら厳格に措置しなければいけない。それなのに、大蔵省はこれを銀行さんにお取り次ぎ申し上げる、そのような苦情があつたらお取り次ぎ申し上げるけれども、事と次第によつては、あなたのお名前を銀行にかさなければならぬような場合があるが、それでもよいからというふうなばかげた態度である。本委員会の決議はそんなことをいっていないのです。銀行さまに大蔵省がかしづいて、行き違ひなことがあつたならば、それをお直しくださいといつて、大蔵省が銀行に頼むような、そんな低姿勢じゃない。ちゃんと書いてあるのです。これは「金融機関に対しては、行政上厳格なる措置をとるべきである。」といっている。厳格なる措置をとるといって、それに基づく苦情処理機関に

おいては、そういう問題をお取り次ぎするにあつては、被害者のお名前をあかさなければならぬような場合があるけれども、あらかじめ御了承願いたいとは、何たるたわごとであるか、とぼけた姿勢であるか。何がこんなものが厳格ですか。それから、そのハを見てください。「苦情が申し出られた個々の事案について、不当の見解を明らかにすることを避け、とは何ごとか。当、不当の見解を明らかにしなければ、苦情処理を受け付ける資格はないじゃないか。(藤枝委員「そのとおり」と呼ぶ)前の政務次官藤枝泉介君だつてちゃんと書いておるのです。そのとおりです。あなたは少なくとも苦情処理機関の担当者ですね。大蔵委員会ではこういう決定がなされておる。銀行協会や金融機関へは通達を出しておる。その苦情を受けるにあつて「不当の見解を明らかにすることを避け、一般に、過当か否かは、取引先の信用状態、取引の経緯等によつて判断される面の大きい旨を説明しておくこと。」というふうな姿勢でどうしてこれをなくすることができませんか。

それから、3の「処理」のところの(2)を見ると、「処理にあつては、申出人と金融機関との間に立つて裁断を下すような態度をとらないようにし、具体的解決は申出人と金融機関との交渉にゆだねるようにする。」本人同士話してくれ、私は聞いておくだけだ。何のために裁断ができないのか、何のために大蔵省は銀行法に基づいた監督権を全国民にかつて掌握しておるのであるか。裁断をできぬわけがないじゃないか。いかぬ点はいかぬ、悪いものは悪い、大蔵省がかわつてこれを公取に告発するくらい熱意、そのくらい本腰を入れないでこの問題は解決されるはずがないではないか。

次に、(3)を見てみると、「自肅基準に照して過当と認められるものは、金融機関を指導して是正させることとするが、金融機関がなつとくして自主的に是正措置をとるよう配慮する。」と書いてある。このことは、過当と認められたら、厳格な措

置をとれと書いてある。それが、厳格な措置も何もつてはいけませんと書いてある。銀行機関を指導して、自発的に指導されるよう、しかも金融機関が納得して、相手が自分で納得をなすつて、そうして自主的にされるように措置すること、全話の話を公正委員長、こういうふうな姿勢でどうしてこの問題の解決がきますか。つかないからこそ、非難がどうこうと巻き起こつて、ついにこれが予算委員会の政治問題となつて、別途の秘密会議が行なわれておる。これをあからさまに言え、受信機関としての金融機関のメンツもさることながら、大きな政治問題が巻き起こるのをおそれなしてはならない。だから、これをどくどくと、真相、真意をお互いに願ひしながら問題の解決をはからうといつておる。かような問題を踏まえてその衝に当たらなければならぬ大蔵省が——これをずつと読んでいけば果てしもないことなので、私はこの辺の境界にとどめておくけれども、判断を下さなければならぬ、指導、監督の責任者であります大蔵省が、決断をしてはいけな

い、そうして意見を述べてはいけな、銀行に向かつてその態度を要求してはいけな、金融機関が自主的に措置されるようにはからえなければならぬ。こんなもので苦情処理機関というものを設置したところで、實際効果があがるはずがないではないか。何にもならないからこそ、大臣みずからいま問はず語りに述べられたように、何にも効果があがらぬやうだと言われておるが、あがるはずがない。そんなばかなことをやってあがるはずがないじゃないですか。あの苦情処理機関に行つて、財務局の人に真相を言えば、そこでその場で解決がついたとか、一般多生の剣で、その銀行がどんな行政処罰を受けていくということになつて初めて効果があるのではないか。何にも効果があがらぬやうに、銀行において何らの犠牲が生じないやうに、銀行本位の立場において苦情処理機関が設けられておる。本来的に苦情処理機関の意義と目的は預金者のためである。不当な、不正な、独占禁止法に違反するとおぼしき過大な

拘束預金をいられておる人々を救済するためこの苦情処理機関が設置されたのではない。藤井君どうです。あなたはその当時から大蔵委員として、ともにこの問題を取り扱ってきた当事者の一人である。いまや時めくりきたって副大臣になられた。一体この通達は適當であると思われるか、不十分なものであると思われるか。まず藤井政務次官の御見解を承りたい。

○藤井(應)政府委員 先刻来歩積み、兩建てをめぐっている質疑応答がありまして、ただいま春日委員御熱心に銀行局の行政指導のあり方についていろいろ具体的に御指摘があったわけでございますが、私も、御指摘のとおり、当時ともどもに、これは歩積み、兩建ての廃止によって特に中小企業金融が実質的に改善されるということに對して努力をいたしてきたつもりでございます。いまお話を聞きますような状態に對しては、真相を確認いたしました、大臣のもと、積極的にこれが改善につとめなければならぬ、このように思っておる次第であります。

○春日委員 私は、自民党のニューライトと言われる君が、實際問題として、信念に基づいて、当時山中大蔵委員長のもとで、とにかく超党派的に譲り合うべきものを譲って、最大公約数でできたものがこれなんです。實際の話が、野党の要望というものは、もともとと秋霜烈日なものである。けれども、これが与党の諸君の努力で、可能の限界において、いずこもいというとき最大公約数は、われわれにすれば、はなはだ微温的なものである。けれども、微温的なもの自体ですらなされてはいないという事態を、ほんとうに何と見るか。この際、その当時とも苦勞されたあなたとして——大臣はその当時おられなかった。党風刷新連盟などといって、いまや党風刷新連盟はどうふにかすがいみたいになつてしまつて、どこかへ行つて、組織は何ら残されてないようだが……。(派閥解消という派閥と呼ぶ者あり)派閥解消で解散したか。一將功成つて万骨枯れてしまつた。党風刷新連盟のしかばねを乗り越えて大

蔵大臣一人で来た。けれども、その当時福田さんがここに居てくれたら、あなたの良心と政治的信条の固さに徴して、私はこんなばかな銀行通達を出し得ないと思ひ、のみならず、このような憂うべき事態は残されていなくとも、だから、私は藤井君に期待します。あなたは自民党のニューライトである。だからこれは、あのような経過を御存じない大臣に、これではいけないといつて、大臣に建言しなさい。いれられずんば、すなわち去る。これは職を賭してやらなければだめなんです。こんな大きな問題、日本経済が産業間、企業間、階層間において大きな所得格差ができて——できていないか。金を借りた人から高利を取つて、銀行は宮殿、パレス、金殿玉楼だ。ずらつと銀行が建ち並んでしまつて、中小企業は破産、倒産、昨年度は六千件、しかし、これは一千万円以上の負債で倒れたものが六千件、九百万、八百万、六百万の一千万円以下の負債で倒れたものは数知らずだ。そのような所得格差ができてきたのは、このような金を借りた人から高い金利を取つて、その人の金をせしめとつて安い金利で与えておるといふ、このような不正なインテキな経済行為が、大蔵当局の惰眠と公正取引委員会のサポーターシユによつてなされた結果、このような所得格差の断層ができたのであります。だからこれは、ほんとうに公取委員長と大臣が真剣になつていただいて解決をつけなければならぬ問題であると思ひ、どうかひとつ真剣にお取り組みを願ひたい。私は何もおこることはないものだから、ニューモアを交えてはおるけれども、これは實際の話が問題は大いなのだから、ほんとうに大蔵大臣はその当時いらつしやうなかつたのだから、これは超党派的な問題なんで、いま藤井政務次官もその当時の事実関係を想起されて、通達の文言と、それからその当時の決議と、そういうものと波長が合わないと思ひ、精査の上、大臣の指揮を求めて善処したいと述べられておるが、いかがですか、大蔵大臣の所見をこの際お伺ひしたい。

○福田(赴)國務大臣 苦情相談所につきましては、全く所期の成果があつてないといふことを申し上げたのですが、開設以来今日まで受付件数が十八件でございます。とうとう二十件にならないのです。そういうことはどこに欠陥があるかといふことをいま検討しておる。この根本的な改正をしてみなければならぬ、こういうふうな考へておるわけでありまして、いずれにしても、この歩積み、兩建ての問題というのは、その苦情の受付件数が少ないことに表現されるように、非常にむずかしい問題なんです。むずかしい問題であります。これは改善しなければならぬ、そういうふうな方針で、今後相談所の改善を含め、鋭意行政に当たつていくつもりであります。

○春日委員 私はもう少しこれを詰めてみたいと思ふのだが、この要領によると、中央でこういうものを開設する旨新聞広告をしないと書いてあるが、實施状況はどうなんですか。ほんとうに全国に、当事者たちがそのような苦情処理機関というものが設置されておるといふことを承知することのできるような規模で広告をしたかどうか、事實関係はどうです。

それからも一つ私は希望を申し上げるが、中央で広告するといつたつて、こういう問題は、私は、財務局別に、地方紙も含めてその地域の当事者たちにあまねく周知徹底でき得るような規模で広告措置をとるべきであると思ふ。一体その事実関係は、どこのどういふ新聞に、いつごろ広告したか。それから、いま申し上げるような、中央だけで広告するといふことでは——広告といふことの目的は、当事者たちに知らしめることにある。だから、財務局別に日時、場所を指定してそういうことを広告すべきであると思ふが、この点に對する局長の見解はいか。

○福田(赴)國務大臣 苦情相談所につきましては、全く所期の成果があつてないといふことを申し上げたのですが、開設以来今日まで受付件数が十八件でございます。とうとう二十件にならないのです。そういうことはどこに欠陥があるかといふことをいま検討しておる。この根本的な改正をしてみなければならぬ、こういうふうな考へておるわけでありまして、いずれにしても、この歩積み、兩建ての問題というのは、その苦情の受付件数が少ないことに表現されるように、非常にむずかしい問題なんです。むずかしい問題であります。これは改善しなければならぬ、そういうふうな方針で、今後相談所の改善を含め、鋭意行政に当たつていくつもりであります。

○春日委員 私はもう少しこれを詰めてみたいと思ふのだが、この要領によると、中央でこういうものを開設する旨新聞広告をしないと書いてあるが、實施状況はどうなんですか。ほんとうに全国に、当事者たちがそのような苦情処理機関というものが設置されておるといふことを承知することのできるような規模で広告をしたかどうか、事實関係はどうです。

それからも一つ私は希望を申し上げるが、中央で広告するといつたつて、こういう問題は、私は、財務局別に、地方紙も含めてその地域の当事者たちにあまねく周知徹底でき得るような規模で広告措置をとるべきであると思ふ。一体その事実関係は、どこのどういふ新聞に、いつごろ広告したか。それから、いま申し上げるような、中央だけで広告するといふことでは——広告といふことの目的は、当事者たちに知らしめることにある。だから、財務局別に日時、場所を指定してそういうことを広告すべきであると思ふが、この点に對する局長の見解はいか。

○佐竹政府委員 この点は、確かに先生御指摘のように、やはりまず地方を中心にかなければならぬといふことでございますので、実は各地の商工会議所に設置をいたしましたものから、その商工会議所を通じてその周知徹底をはかるというこ

とで實際はやつておるわけでございます。

○春日委員 それで、苦情の受付を行なうといふことを新聞発表すると書いてある。一般への周知としてそれをやりましたか。

○佐竹政府委員 その点は、いま申し上げておりますように、商工会議所を通じて事実上の周知をはかるというところで實際やつてまいつておるわけでありまして。

○春日委員 だから、そういう、やることにするといふことはここに書いてある、書いてあるから私は知つておるが、そういう書いてあることに基づいて実行したかどうか、これを聞いておるのです。知らないならば知らないと言つてくださいよ。

○佐竹政府委員 ちょっといまその新聞発表の日時を私記憶いたしておりませんので、後ほどお答えを申し上げます。

○春日委員 私は、各商工会議所にそういうことを新聞発表をした、そしてこういう通知を出したら、どこがどういふうあいに新聞発表したのがあるかといふことは、本省がこれを集約して、その効果といふものをじつと見詰めていく、こういう態度でなければならぬと思ふ。苦情処理機関設置ということが大蔵委員会できまつたのだから、あとは野となれ山となれ、ただ出しておけばいいという通達行政ではだめで、行政効果といふものをねらいながら、これを確實に行なうことを念頭に置いていかなことをやってもならぬ御報告を求めます。そうしてまた、こういう文面をあなたが読みになれば、大蔵委員会のこの決議は、きわめて微温的な決議である、きわめて遠慮して、なし得る境界の最小限度のものが書いてある。それにもかかわらず、厳格な措置をとれ、ああだこうだといつておるにかかわらず、この文言は、自分で判断するな、見解を述べるな、銀行に命令するな、自主的な解決を求めていけといふようなやり方で効果があらばよろしい、こういう態度で効果があらば何をか言わんや、言う必

要はない。けれども、公取委員長が、公取の機能をもつて調査された結果に基づいて意見を述べられておるが、ここに冒頭に書いてあるとおり、ほぼ整理を完了し、なんというかなことは、事実上反するものはなほだしいものである。現にこの統計でも一九〇九残つておるじやありませんか。二九〇九あったものが一九〇九に減つただけなんです。現存しておるものを、ほぼ整理が完了したとは何事か。不実なことを言うものはなほだしい。そういうことですから、苦情処理機関をぜひひとつ徹底せしめてもらいたい。独禁法に基づいて、法律違反の事項がある場合には、国民は何人もこれを告発することができ、独禁法に基づいて、当事者以外の者もこれを告発することができ、だから、当時われわれは各政党が一緒になつて、そのような違反者については被害者にかつて告発しようかというような話もしたのだが、その儀に及ばず、すなわち、苦情処理機関を大蔵省が財務局別に設置する、こういうことで、われわれはこのことをなくすることのために、国民にかつて公取に向かつてじやんじやん告発する常設機関を設けようとしたことも、大蔵省の行政に期待をして、あえてこれを行なつてはいないのです。にもかかわらず、大蔵省の通達がこのようなとばけたことで、厳格な処理だとか何とかいふところ、この中の文言は、うやうやしく銀行にこれかしてはならない、意見を述べてはならない、判断をしてはならない、銀行に命令してはならない、こんなことではだめなんです。だから、この点については、大蔵大臣が当時の速記録なんかでも読まれて、そうしてまた、実際これは超党派的な問題ですから、委員長においてもよく善処された。

億円、相互銀行一兆三千五百五十二億円、信用金庫一兆七百一億円、合わせまして大体九兆九千億円くらいです。

〇春日委員 それでは、質疑の時間省略のため私のほうから資料を述べます。誤つておつたら御発言願ひたい。すなわち、これら都市銀行、地方銀行、相互銀行、信金の四十一年十一月末現在の債務者預金は九兆七千億円である。この中には当座預金三兆四千億円含むので、これを除いた債務者預金なるものは約六兆三千億円と見るべきである。この六兆三千億円の債務者預金は事実上兩建て預金となつておるわけであつて、實質的には、不当か不正かは別にして、實質上は債務者の拘束預金である。当座預金三兆四千億円を除きますと、六兆三千億円というものが債務者預金、定期性の預金となつてきておる。拘束預金になつてきておる。だから、これだけ債務者の實質金利を高めておることは高めておる、これだけの拘束預金をして借りておるのでありますから。そういう形になるとするが、公取委員長、この点についての御見解はいかがですか。

〇北島政府委員 不当は別といたしまして、兩建てになつておる分だけ金利が実際上高くなつておることは申し上げられると思ひます。

〇春日委員 そういたしますと、この六兆三千億円の債務者拘束預金がある。不当であるいは公正か不正はあえて論じないのである。けれども、この六兆三千億円のうちの、大蔵省が資料として検討されておるところの不当な拘束預金、不正な拘束預金、これを一千九百九十億円計上されておるが、この理論的根拠は一体何でありますか。この六兆三千億円のうちの不当、不正、自粛の対象となるものは千九百九十億円、実に軽微なものである。これは一体どういふことでございましょう。

〇佐竹政府委員 お答え申し上げます。

ただいま先生御指摘になりましたように、債務者預金総額は九兆七千億円、そのうち当座を除けば六兆三千億円程度でございますが、そのうちさらに拘束性になつておる預金、拘束性預金は実は三

兆二千億円でございまして。さらにその拘束性預金のうちで、自粛対象、つまり整理すべきものとして、基準に定められております。すなわち一例を申しますと、貸し出しと同時に即時兩建てになつたものとか、過当なものと云つたような、五つばかりの基準がございまして、その基準に当てはめてみたその自粛対象部分、それが先生最後に非常に僅少なとおっしゃつたその数字でございまして。

〇春日委員 このことは、すなわち、自粛の対象にされるものが極度に局限された結果と見るべきである。あなたのおっしゃる通りに、三兆何千億というような拘束預金ばかりであつて、その中でなくさなければならぬものは千億億円という条件が、すなわち、不当とおぼしきもの、不正とおぼしきものを極度に局限したものだからこんなに小さく圧縮されてしまつたのであります。

〇佐竹政府委員 そのとおりでございます。

〇春日委員 そういたしますと、私はここで一つ御計算を願ひたいと思ひます。こういうことには、この青写真のほうは大蔵省で計算をしてみたら、このだが、たとえば相互銀行なんかの例です。これはひとつ公取委員長にも大蔵大臣にも特に聞いてもらいたいと思ひますが、たとえば、相互銀行から相互掛け金契約で一千万円の契約を行

なう、これを三年契約で行なうのです。そうした場合、掛け金総額は九百三十六万四千七百五十二円になつて、そうして給付補てん金が六十三万五千二百四十八円、いわゆる金利に該当するもの、三十六カ月で一千万円になつて返ってくる。こういう相互掛け金契約を残債方式で掛け金を行なつて、片方で一千万円の金を三年借りると金利はどういふことになるかといふのであります。

〇佐竹政府委員 そのとおりでございます。

〇春日委員 そういたしますと、もう一つ御判断を願ひたいと思ひます。かりに一方でこの禁止をしておる歩積み、兩建てをやつた場合、これはどういふ利回りになるかといふと、借り入れ金を一千万円、借り入れ利率を八分五厘で借りた場合、利息は八十五万円である。その中で、かりに禁止されておる兩建てを二割、二百万円だとすると、半年後で五分五厘の金利をもらうから十一万円入つてくる、差し引きその債務者の金利負担が七十四万円になりまして、その七十四万円が――その借り受け人が實際使用できるのは、二百万円といふのは兩建てにとられちゃつておるから八百万円、この八百万円に対しての實質利回りはどうなるかといふと、九分二厘五毛となると思ひます。これはよろしうございませうか。そうなると思ひます。これはよろしうございませうか。たとえば、歩積み、兩建てはいけなかつたと思ひます。どういふことか。金を貸し出すときに、その中で何割か

第一類第五号

大蔵委員會議録第十四号

昭和四十一年二月二十五日

昭

和

四

十

一

月

二

十

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

日

五

のものを強要して兩建て預金をせしめることはいけない、こういうのでございますね。いけないけれども、その実質利回りは九分二厘五毛にしか該当しないものである。これはいけない。けれども、片方は、いま申し上げたように、いいと言っておるものの、実質利回り、すなわち、掛け金契約が

に對する見返り措置をとつて、特別貸し出し日歩をもつてこれを処理するとか、借り受け人の負担を不公正に重からしめることのないように救済措置をとらなければならぬと思いますが、この辺の論理はどうでありますか。公取委員長の御見解を伺いたいと思う。

私の申し上げたのは、この自肅通達で禁止されておるものは、たとえば一千万円借りて、二百万円兩建てされたときには、八分五厘で借りても、五分五厘の金利が入ってくるから、九分二厘何毛にしかならない。片方は千万円の相互掛け金契約を行ない、千万円借りた場合、一割二分三厘になる。その一割二分三厘になるものはよろしい、九分二厘何毛のものはいけなない。これは論理が合わない、こういうことを指摘しておるのでありますが、わかりますか。

○北島政府委員　ただいま非常に具体的なお話でございましてので、ちょっとここでもって御答弁申し上げるのは差し控えさせていただきます。ただ、お話を承りますと、その点は非常に自爾対象基準というものについて私どもが抱いております疑問の一つに触れておるんじゃないか、こういう感じがいたします。

す。そこで、現実には、いわゆる約定金利というものを八分五厘程度にとどめておけば、ただいま先生の御計算のように、最終利回りとしては一割二分程度におさまるわけでございますので、現実、にそういう形で行なわれている限りにおいては、この相互銀行に関しては、残債式の場合に比して債務者は不当に利益を害されるということにはならないということになるかと思えます。実際にあたりまして、もしそれよりも高いような利回りを取るようなものがあれば、これはやはり是正させていかなくちやいかぬということで、今後とも十分指導をしてまいりたい、かように考えております。

○春日委員 これは問題が二つあると思うのであります。すなわち、残債方式がとられた精神は何であるかという、借り受け人の金利負担の軽減措置なんぞでございましょう。したがって、いま私が提示いたしましたような例によると、片一方に相互契約一千万円、片一方に単名借り受け一千万円、こういうふうになると、一割二分何厘という高いものになっていくということですね。だから、この残債方式の精神というものをふえんしていきこうとするならば、貸し付けの場合にも、給付の場合と同様掛け込みのつど自分のその負債額を減らしていく、減らすことができれば金利措置をとる。この金利措置が第四項目にございます。

式的融資というものは、これが借り受け人に對して非常な負担をかけるということで、これは残債方式に切りかえなければならぬとい行政指導をしたならば、そのポリシーはやはりふえんして生かしていかなければならぬ。だから、そのような場合には、貸し付けの場合にも、給付の場合と同じように、掛け込みのつど貸し付け元本からそれだけの額を減らしていかなければならぬ、そういう措置をとるべきであつて、この第五項目はいまや修正を必要とする段階にあると思う。なぜかといふと、いま現実にそれをやつておる。といふことは、歩積み、兩建てとむづかしいことをいっておるけれども、そんなやこしいことをいう必要はないのだ、千万円借りたといつたら、片一方千万円の相互契約をやればよろしいのだ。そうすれば、ばかな歩積み、兩建てよりも——いま歩積み、兩建てをやると九分二厘何毛しか取れないやうだが、一割二分三厘も取れるのだからといふことで、脱法的行為が自由濶達に行なわれておる。ここで論じたことが何にも役に立たないではないか。われわれはここで政策を論ずる以上は、その政策の効果というものの確保措置を考えなければならぬ。この点については十分御検討を願ひたいと思う。大臣、よろしいですね。

そこで私は、公取委員長にお伺いをいたしたいのであります。

このような両建ての契約——片方で相互契約片方で単名借り入れ、同額ならば差しつかえないというような行政指導をやっておるが、このことは独占禁止法に照らして不正な取引にならないか、それを強要した場合ですね。すなわち、みずからが有利な立場にあることを利用して相手に不利な立場をしいることにならないか、この点いかがですか。

○北島政府委員 お話のような事態は、取引上の地位の乱用という一般規定に当てはまると考えます。

○春日委員　なかなかよろしい。そのとおりなので、少なくとも独占禁止法違反の疑いのある

るような金融方式を見のがしてはならない。これはいま公取委員長が有利の地位の乱用事項に該当する、公正取引の基準に反するということを言っておるのですから、第五項目のこれは、相互銀行では相互掛け金、一般銀行は定期積み金、これは金融機関にはみな該当する普遍性を持つ問題でありますから、十分にひとつ御検討を願いたい。

それから、もう一つの問題点だけにとどめますが、こういうことがあるのです。第一に、二の(1)に、こういうものは除くとして、債務者が、その経理事務、経営事情等の理由により、自発的に当該拘束性預金を置くことを希望していることが具体的証明される場合には歩積み、両建てをやってもいいということになっておる。私は、これは各議員の諸君も現地において御調査を願えば明確な答えが出てくると思いますが、これは非常に問題があると思うのです。自主的に拘束してくれと言ってきたらいいけれども、というこの条件を利用してどういことが横行されておるかという

と、たとえば、この拘束性預金の中には、担保預金、見返り預金、見合い預金、この三つの性格があると思うのですが、私がいま問題にするのは見返り預金なんですけれども、これは定期証書というものを発行する。ところが、この取り締まりの基準だとか、自粛基準の中では、拘束性がなければいいといっている。だから、定期をとっても、その定期証書というものが本人に渡っておれば、これは整理対象から除外される。その場合に、金融機関がいかなる手段をとっておるかという、この証書を暗に銀行に預けるような、心理的にそのような影響を与える言動を行なうわけですね。

これを銀行が預かりますといっておくと、これは見返り定期になって、拘束性になっていくから、ここに書いてあるような、すなわち、経理事務、経営事情で、こんな定期証書をうちに置いておくよりも、銀行に預かってちょうだい、と借り受け人をしてこれを言わしめる。言わしめたときに金融機関は、それじゃひとつ念書をちょうだい、あなたのほうが銀行に保管してくださいという希望を表明した、そういう念書をちょうだいとい

て、念書をとっておるのです。念書をとっておれば、銀行ではこれが一つの長期性の預金として運用できるのですから、これは対象にはならないけれども、実質的には拘束の性格を持っている。私は、このただし書きの第一項目もさらに本来的なものにその文面を改める必要があると思うのです。この問題についていかがでありますか、公取委員長。たとえば、拘束預金の中には、担保預金と見返り預金と見合い預金があつて、その見合い預金の中で定期証書を本人が持つていくやつを、本人が自発的な意思なりと称して、そして念書をもらつて銀行に預けた、こんなことを認めていけば、借りた人は弱い立場にあるから、貸す人のきげん気づまを取りつくるう一個の手段として預かってちょうだいといつて、念書ぐらい百通でも書きますよ。そして現在そのような行為が行なわれておるのです。こういうことは差しつかえないと思ひますか、いかがでありますか。

○北島政府委員 私は、ほんとうに自発的にそれがなされるならば、これは違反しないと思ひます。しかし、威圧を加えて、実際に銀行においては銀行がそれを無理に徴求しているということになりますと、これは、形はどうあるともいふわけにはなると思ひます。

○春日委員 私はここに抽象的な理論で問題を表現しておりますけれども、これは現実にはさういふ非難がござうたものなんですね。歩積み、両建ては、大蔵委員会で皆さんの御努力でなくなつたという形になっておるけれども、現実には同じこととございます。歩積み、両建て預金してちょうだい、別途預金してちょうだい、預金証書も持つていってちょうだい、けれども、お預かりをするならお預かりしますよ、それは念書をいただくおかないと財務局がうるさい、公取がうるさい、じゃ念書を書いてちょうだい、そういうことが横行しております。白昼堂々と脱法行為として行なわれておるといふ事態にかんがみまして、そのような念書を徴求して、そういうような貸し出しを行なつておる事実があるかないか、これはひとつ大蔵省で十分実態調査の上、もしあらばこれの対策を立ててもらいたい。そのような脱法行為を不可能ならしめるための完べきな行政措置、法的措置がとられてしかるべきである。書きようが悪いからそういうことをやられるのですよ。書きようをよくすれば、そういう余地をなからしめるのだから、そんなことは当然の事項だと思ひます。いかがですか。

○佐竹政府委員 その点、全く御指摘のとおりと思ひます。この点は、検査等を通じて、いわゆる本人のその意に反して拘束をされておるといふようなことでありますならば、それはびしびし正をしていかなければならない。ただ問題は、判定が非常にむづかしい、微妙なところもございまして、今後十分くふうをいたしてまいりたいと思ひます。

○春日委員 私はほんとうにこの問題は判定がむづかしいと思ひますが、そのむづかしい判定は、この際いものはいひです、悪いものは悪いのだから、いいものを悪くわれわれは表現しておるわけではないのですから、どんな公取へ告発したらどうですか。そうして、公取は検査権を持つておられるのだから、したがって、行政機関であると同時に検査機関なんだから、悪いのかいいか、正邪の判別を厳密に行なつて、悪いものは法に照らしてこれを処断する。銀行の頭取であらうと何であらうと、これを懲役二年以下に処すとあるのだから、だれか頭取の一人や二人懲役へ入れてごらんない。一ぺんにこんなものは解決してしまふ。一切告発してもらいたい。むづかしいからといって、何もやらない、判断もしない、意思表示もしないといふようなことでは、私は実はあがらないと思ひます。

私は、本日はもう時間が参りましたので結論といたしますけれども、ただ、この自粛通達をずっと読んでみて、現状に照らし、そうして独占禁止法と照合して判断すると、すらすらと読んでみただけでこの二つの問題がある。いまの相互掛け金方式あるいは定期積み金方式を、別途契約を行なつた場合に、不正なあるいは不当とおぼしき歩積み、両建てよりもはるかに高いところの金利負担を借り受け人にしているという現象が、ういうふにあらわれておるといふ現象が、いまやあらためて事実としてこれを認識し、これに向かつて対策を立ていかなければならない段階であると思ひます。この基準は、その当時、山中委員長のもとにおいて申し上げたように、最大公約数でひとまずこれをやろう、これが角をためて牛を殺す形になつては相ならぬので、前駆的処理としてはとりあえずこのことをなそう、このことをやってみて、効果があらがらば、一方公取においては特殊指定を行なう、あなたのほうにおいてはさらに厳格な措置を行なう、こういうことが予約されておる事柄であります。したがって、本委員がいま申し述べましたのは、言うならば、氷山の一角である。物理的に申し上げれば、氷山の水面の上にあられておる部分は、水面に沈下しておる部分の十分の一と、これは物理的法則に明確にこれをあらわしておる。いかに多くの不正が行なわれておるか、十分ひとつ想像し、判断し、事態を重視して善処いたされたい。

以上のことを強く大蔵大臣並びに新しい公取委員長に要望いたしまして、私は、あと、運用預かり、これは松井君に御出席を願つておるんだが、銀行預金と同じように、現金預かりと同じように……(山中(員)委員 それはいい質問だからあとにしたら)と呼ぶそれじゃ、山中君の保証に基づいて、運用預かりについての質問を留保して、いまの歩積み、両建てだけひとつしつかりやってみよう、こういうことにはいたしました、残余の質問は、次会にこれを回します。

以上で私の質問を終わります。

○三池委員長 本会議散会後委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後一時十七分休憩

午後四時四十分開議

○三池委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

通行税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。山田駐目君。

○山田(駐)委員 通行税法の一部を改正する法律案が提案されておるわけですが、今回提案をされたのは通行税法の一部を改正する法律案は、国鉄の運賃値上げが通ったものと一応仮定をいたしまして出されたものでございまして、利用者にとつては、その部分については利益が確保されますので、その部分については一応省略をいたしまして、通行税法そのものについて大蔵大臣の見解をお伺いしたいと思ひます。

御存じのように、通行税というものは、満州事変からシナ事変に移行いたしました。今回大蔵大臣がおとりになりましたと同様に、国債が戦費をまかなつていくために大幅に発行されておりました時代でありまして、軍費の調達を進めてまいりましたために、昭和十三年にシナ事変の特別税として設けられたものでございます。昭和十五年に法律第四十三号で通行税法として独立いたしましたわけでございますが、自來、シナ事変、第二次世界大戦と、不幸がずっと続いてきたのでございますが、戦後の復興期の過程を通りまして、こうした、ある意味では目的税でありました通行税というものが、逐次改変をされて、今日残っておりますのは、鉄道に対する一等の料金に対して課税がなされる、あるいは航空機に五割の若干低い税が課税せられる、こういうふうな変遷を遂げてきたのであります。今日の段階でそういう歴史的な税設定の過程を考へてみまして、なお存続する必要が一体どこにあるのであろうか、通行税設置の意義というものについて、まず御説明をいただきたいと思ひます。

○福田(越)國務大臣 通行税は、お話のように戦

時中につくられたものであります。自來ずっと通行税というものが存続しておるわけですが、税というものは、古い制度というものが、つまり、国民に慣熟しておる、なじんでおる制度は、これは捨てない味を持つておるわけでありまして、そういうことで、私は必ずしもこの通行税が悪い税であるというふうには存じませんが、しかも、これが一等の料金にかかるといふ点を考へてみましても、国民から非難を受けるというふうな点はないう、もう自然のうちに五十億圓くらい国庫に金が集まる、そういう非常に妥當な税である、こういうふうな考へておるわけでありまして。

○山田(駐)委員 まあ、古いからなつかしい、だから残す理由の側面もあるかのごとき御発言でございすけれども、古ければ何でもいゝというわけじゃございせん、この種の税というものは、ある意味では目的を失つた税でございすし、一等だからお金になるという点では、税本来の公平の原則という面から見て妥當を欠くといふことになるやうな気がしてなりません。一等だから課税するといふことではなくて、課税の対象にするには、それにふさわしい根拠がなくては、それは多少にかかわらず、やはり税の公平性という面から見ますと、国民の不満というものは、私は解消されないうものであるといふふうに思ふのでありますけれども、課税の対象としておる根拠というものが一等ということだけでは、私は、大蔵大臣の御答弁としては不明確のように思ひますので、その点について、重ねて聞かしていただきたいと思ひます。

○福田(越)國務大臣 物品税にも同じやうな問題があるわけですが、この物品は物品税の対象として、あの品物は対象としないのはどういふわけだといふやうな、いろいろな判断の問題もありません。また、課税限度を物品税については設けまして、幾ら以上のものは課税をするといふやうなこともいたしておるわけでありまして、物品税あたり

に比べて、通行税がどこか何か欠点があるか、私も了解できないのでありますが、とにかく、多年なじんだ税でありまして、これをことさらに廃止するとか、そういうことを考へる必要はない、こういうふうな考へております。

○山田(駐)委員 なじんだ、なじまないといふことになりまして、新しく税金をおつくりになるときは、なじまない税の始まりであります。そうなりますと、やはり私は税制といふものに、ついで、そんな安易な気持ちで創設をされていくといふものであつてはならぬと思ひます。しかし、あなたがおっしゃつておるやうに、一等だから、なじんだ税であるからといふことの立場といふことになりまして、一体船舶の一等船室といふものは、国鉄のあの一等車などに比べて格段の違いがございす。その奢侈性から見ましても、格段の違いがございす。最近の自動車などにいたしまして、御存じのやうに、冷暖房つきで、しかも手をとるやうにサービスをする案内嬢がつかまつて、全部座席指定制で、そういうバスの発達に伴つて見られていくやうな、あるいは国鉄の一等と対比できるやうなものになぜ課税を免除されたのでございすか。なぜ国鉄の一等だけお残しになったのか。なじみ論からいつてもそれはいただけませんし、そうして一等という概念からいつてもいただけませんし、この点をひとつ御答弁を願ひたいと思ひます。

○福田(越)國務大臣 五十億圓というふうには先ほど申し上げましたが、それは私ちよつと記憶違いで、国鉄だけとるとそういうことになります。そのほかに航空機、この旅客にも課税をいたしておるわけですが、また船につきましても課税をいたしておるわけでありまして、決して国鉄だけじゃないのであります。

○山田(駐)委員 大体、大臣は、こんなこまかいことはなじみ論だから、どつちでもいいといふお気持ちでお答えになつておるのだらうと思ひますが、国鉄の通行税の三十九年度の予定は二十七億圓でございす。決して五十億圓じゃございせん。それから、かけられておる航空機の五割の税、

これらを含めて見て、三十九年度は四十億二千四百萬圓、四十年年度の補正後の予算で四十五億一千萬圓、こういうふうな計上されておるというふうな記憶をいたしておられます。数字の間違ひは、私も専門家でございせんから、私が間違えておるなら御指摘いただきたいと思ひますけれども、私は、そういうやうな通行税の多寡をいま申し上げておるのじゃないわけですか。いわゆる国鉄の通行税に対しては運賃料金の五割でございす。航空機の税は運賃料金の五割、船舶なりバスについては、一等でも課税がなされてないといふやうに、私は通行税の歴史の変遷の中で承知をしておるのですけれども、なぜ一体そのやうに国鉄だけ一番重い課税の対象になつておるのか。その意味について、あなたのなじみ論では私はいただけないものがあると申し上げておるのですから、その点をひとつ答弁してください。

○福田(越)國務大臣 政府委員から答弁させます。○運輸政府委員 技術的な問題でもございすし、多分に沿革的なものでございすので、私から大臣にかかりましてお答えをさせていただきます。まず第一に、通行税の課税の内容でございす。三十九年度の国鉄が納めていただきますところの通行税額は二十六億三千三百萬圓、航空機が十三億五千四百萬圓、電車が五百萬圓、汽船が二千九百萬圓、計四十億二千三百萬圓と見ております。四十年度は、国鉄が三十億百萬圓、航空機が十四億七千六百萬圓、電車が五百萬圓、汽船が二千九百萬圓、計四十五億一千百萬圓、四十一年度におきましては、運賃の値上げも見込んでおりますので、国鉄が四十七億四千八百萬圓、大体大臣のおっしゃいました五十億圓といふのがこの数字に該当するわけでありまして、航空機が十九億五千六百萬圓、電車が百萬圓、汽船が三千二百萬圓、計六十七億三千七百萬圓、こういう見積もりでございます。そこで、第二の問題は、お尋ねの通行税の対象

によりますところの税負担のバランスの問題であります。沿革的に種々の考え方がございいますが、昔は、御存じのように、通行税が悪税といわれたときには、もうすべての等級に對して、たとえ五割というような課税をいたして、これを非常に悪税だということで非難をされておたつたのでございまして、昭和二十四年にシャープ勧告がなされて、織物消費税が廃止される際に、大衆的な課税につきまして全般的な検討が行なわれたのでございまして、その際に通行税につきましても検討が行なわれまして、通行税を奢侈的な消費、高級な支出に對します課税というふうな觀念しよう、こういうふうな考えまして、一等と二等、船ならば特等と一等というふうな課税のしかたをしたのでございまして、そのかわり税率は二〇%というふうな税率を設けました。そのときには、やはり同じ交通手段を利用いたします際に、格差があつて利用される、たとえば一等、二等、三等といった際には二等まで、船は、御承知のように、特等から一等、一等の甲乙とか、そんな差がありますので、一番最低のものから何倍以上のものを汽車の一等、二等に該當するような見方にして、というわけで、一つの税の技術的な見地から調整を加へまして課税をいたしておたつたのでございまして、これが二〇%の税率で課税されておたつたのでございまして、昭和二十七年に、航空機につきましても、御存じのように、航空機事業は日本でもまだ育成の段階であるということで、税率は国鉄、汽車あるいは汽船は二〇%でございまして、飛行機は一〇%、こういうふうな考えまして、特別措置法の中で規定されて、いまでも期限つきでございまして、これは政策的な理由から——山田先生いま疑問を持たれました、バランスをくずしている、これは政策でございまして、育成の時代が過ぎますれば、当然現在ならば一〇%の率に上げられるのであらう、かように考えるのでございまして、そこで、二〇%の率が反省されまして、結局これが三十七年に一〇%に引き下げられたのでございまして、さらにまた、一時は

遊興飲食税等の關係で、寝台料金も二等であつても課税するという時代がございましたが、これは大蔵委員会でも非常にやかましい議論になりました、結局、寝台料金は三十五年に免税点千円未満というところで廃止されました。結局、国鉄ならば一等、船ならば特等というものが国鉄の一等に該當するということで通行税の對象として取り入れられて今日に至つておるのでございまして、そこで、私が先ほど申し上げましたように、課税の根拠に關連いたしまして、なぜ汽車では一等だけ、また船では特等だけを特に引き出して課税するかという根拠を、若干ふえんして申し上げたいと思ひます。この課税の根拠は、非常に基本的な問題であるだけに、なかなかむずかしい問題でございまして、私もなかなかよく考えております。いまでも直接税よりも間接税、あるいはまた、消費税へ少し重点を置くべきであるという声が強いことは御存じのとおりでございまして、消費と貯蓄に分かれます所得の分配、このうちで、消費に對してもう少し重点を置き、ゆとりある家計をつくるというふうなことが税制でとれないであらうか。そこで、消費をつかむ方法といたしまして、税制で種々の手段があるわけでございまして、物品税あるいは酒税、たばこ専売金等は一つの手段でございまして、本来ならば、外国の學者の言うごとく、個人の所得のうち、消費に幾ら割り当てられて、幾ら貯蓄に向けられるとか、その消費全額をつかまへまして、そのうちの過度な消費の部分だけ一定の控除をいたしまして、その上回る部分の消費をつかまへて、あるいは累進税率で課税するというようなやり方ができますれば、これは本来的な消費税として一つ成り立つのではないかと思ひます。しかし、これはなかなか技術的にむずかしいし、貯蓄控除みたいなやつに成りますし、現実どの国でも行なわれません。そこで、その消費をつかむ一つの手段といたしまして、概括的な方法でございまして、若干便宜な方法でございまして、物品税のように、製造者の段階で、特定の商品、一つのぜいたくな消費あ

るいは高級な消費と見て課税する、あるいは通行税もその一つの態様といたしまして、多分に事業の執行に關連する面もございまして、一等の消費、一等への支出というものは、やはり消費税の對象にいたしまして課税されるべき担税力のある對象ではないかというふうな考え方がとられてゐるの、現在の分類的な消費税の体系であると考えております。しかし、それは十分でございませぬ。先ほど大臣の申されましたように、たとえば、織物が落ちておるのではないかと、また、消費のうちでもぜいたくな消費に對しましてまだ落ちてゐるではないか、それをつかむ方法はなかなかございませぬけれども、残念ながら、技術的に考えられる体系の一つとして現在通行税があるのではないかと、こんなふうな考えております。

○山田(駐)委員　たいへん苦しいお話のように聞きますけれども、一つは、航空機は五割にして、鉄道は二〇%である、この違いは、企業の育成というところで特別措置をしたのだ、しかし、もう最近では、航空機もこの間事故を起こしまして、運輸大臣の談話じゃなければ、民間航空のほうではできるだけ統合運営をする時期にきたんだ、こういう御発言をなさつておるくらいで、もう大体運営なりあるいは制度なりの段階で統合運営されるべき時期にきつた。だから、いま特段に通行税を上げてやつて、企業育成をはからなくてはならぬというふうな私には航空機をながめていないわけですね。むしろ、今回国鉄の運賃値上げの中に見られてまいりましたように、私たちがはもろに反対いたしておりますけれども、国鉄の経営事情というものは非常に苦しい、こういう段階で、なおかつ国鉄に一部の課税をし、航空機には五割にし、船は云々というように、そういう段階的差別を設けて徴収をしておる。パスのほうは、これは無税である。パスのほうも、御存じのように、ああいうふうな国道が整備され、舗装されまして、まさに国鉄に對する競争事業としては脅威に値する発展を遂げつつあるわけです。こう

いう段階で、ここは無税だ、こういうふうに考えてまいりますと、企業の育成ということばは、一つの差別をつくるかもしれないけれども、これが現実適合しておるかどうか、この点からいって、いまのあなたの御説明に一点私は納得しがたいものがあるのです。

それから二点目には、奢侈的なものである、しかも、寝台料金については、これは宿泊料など、遊興飲食税の基準のバランスをとつてつけていたのだ、そういうふうになりますと、御存じの国鉄を走つておる一等のB席上下寝台、カーテンで仕切られてゐるやつでございまして、ホテルのほうは、最近では冷暖房、トイレ、テレビ、そして冷蔵庫がついてゐる。あのB席をくらんない。隣のいびきがやかましくて寝られやせぬです。子供さんが最近多く乗つておりますので、夜中にむずかつて寝られやしない。そうして、ちょっと足を出しておると、通路の人に飛び乗られる。一体こういう奢侈性というものであらうか。ことばの言い方としてはいろいろあるものでございまして、よくけれども、あの国鉄の一等寝台B席というのは、まさに国民宿舎以下なんです。一体こういうのはどこにバランスがあるのであらうか。だから、あなたの言つておる奢侈性なりバランス論というものが、私にはただけにないものがある。ところが、一等というものは、これは利用する旅客も少ないし、その意味での奢侈性があるかもしれないことなんです。けれども、国鉄の今村常務ですか、お伺いいたしますけれども、最近の社会情勢の変化あるいは経済変動、なかなかすぐ高度経済成長政策というものが片側にひずみを生み出したけれども、片側では、起こつてきた現象として、大都市集中に人口が変化してつてあります。経済圏と経済圏とが非常に結びついて動いてきた影響もございまして、国鉄の旅客輸送の中に占めておる一等旅客の数は、そして、この一等旅客の中で、特に急行という問題を私たちは軽視できません。最近では非常に急行を利用する人が

ふえてまいりました。国鉄のダイヤを見ましても、俗にいう鈍行列車というものは、十対二の比率を占めておる現状であります。そのように急行列車がふえてきたということも、そういう社会的な要請あるいは経済的な変化による結果ということも言えるでございましょう。こういう急行列車を利用する旅客の平均乗車キロ、これはどのくらいに伸びてきているか、それをひとつ御説明いただきたいと思ひます。

○今村説明員 お話のように、最近の旅客の状態をながめてみますと、汽車、特に急行なり特急を利用してのお客さんが非常に多いわけでございまして、またその中でも、特に時間の関係から用務旅客というものが非常に多くなっております。もちろん観光客も多いわけでございましてけれども、五〇％以上は用務旅客でございまして、そういう方々は、大体新幹線ができてから、新幹線利用の皆さまも多いわけでございましてけれども、寝台を利用するお客も非常に多いわけでございまして、それで、乗車キロも年々上がっております。毎年十キロずつくらいは伸びておるような状態でございます。

○山田(社)委員 もう一つ答えていただきたいのですけれども、急行の利用度が非常にふえてまいりまして、一人の平均乗車キロがどれくらいになつておるかということ、それから一等旅客の質、どういふお客さんが多いか、物見遊山が多いのか、いま用務用のお客さんが約五〇％とおっしゃっておりますが、この中にはどういふ人々が多いのか。これは、国鉄は実態調査をなさっているはずでありますからお知らせしたいと思いますので、お知らせをいただきたいと思ひます。

○今村説明員 一等の旅行目的別の調査を国鉄でいたしました実績で申し上げますと、公用なり社用なり商用という関係のお客さんが大体五一％程度を占めております。それから研修あるいは修学、体育というふうな関係なり、あるいは家事用務、慰安関係というふうなもので四六％程度を占めておりまして、その他の客が約三％ということ

でございまして、大半は公用、社用あるいは修学、研修というふうな、非常に必要な旅行のお客さんが一等のあれでは大きな率を占めておるわけでございまして。

○山田(社)委員 お答えになりましたように、最近の一等の旅客の内容というものは、五二％弱が公務員の公用旅行、それから会社員の社用旅行、残りの四五、六％が研修とか用務、見学の旅行である。こうなつてまいりますと、社会情勢の変化に伴ひまして、この旅客の中に奢侈性というものがどれだけ見つけ出されるだろうか、一般化しておるのじゃないだろうか、こういう点をお考え願わないと、あなたの方の課税対象の根拠になつておる、一つの習慣である奢侈性であるとか、こういうものはかなり変わつてきておる。その意味では、今日課税の対象にならぬのじゃないかというところを、税制の上から考えていただかないかというか、税制の時期にきておるという気がしてならないんです。それから今村さん、平均乗車キロは一人二百七十八キロでございまして、一応よく御記憶になつていただければいいと思うのです。そのように、急行旅客も非常に乗車キロが伸びてきております。これは何かというと、社会情勢なり経済圏の変化、いなかから都会に人口が移動しつつある現象がこれを物語っているわけでありまして。これはあなた、政府の政策の一環じゃないですか。寝台料金だけじゃなくて、急行料金にまで課税しておるのでもございまして。そうして、その根元の運賃にまで課税しているのでもございまして。これを三重パンチと私は言っているのです。一等運賃にも税金をかけ、そうして急行がふえてきて、遠距離旅客は急行に乗らなければならぬ、急行に乗れば一等の課税、あのB席の一等寝台もこれに割の課税、そういうふうな課税のしかたというのは、あなたの方がおっしゃっているような一つの通行税というものの目的が那邊にあるかは別として、私はとんでもない税のかけ方だという気がしてなりません。一つのセットでしよう。足に税金をかけ、胴体に税金をかけ、頭に税金をかけるの

です。個々まちまちのかけ方なんです。政策上、どんな申し開きをして絶対当てはまらないじゃないか。特に急行を最近増発するというのは、ただ単なる国鉄の営利性に基いたものじゃないでございせんや。そういう社会的な要請、国家的な要請、国民的な要請に基いて行なわれておる変化の中に起つた急行の増設でございまして、この点、少なくとも税の対象からはずさるというところが、行政官としてあなたの方の当然考慮されるべき仕事の大きな一つじゃないですか。この三重パンチの食わせ方というのは、どんな角度から見たっておかしい。その点について、いや、これが正しいものだという何かあれば、お話しいただきたい。

○塩崎政府委員 三重パンチというお話でございしますが、私もは次のように考えております。先ほど申し上げましたように、消費支出、しかも、それが一つの高級なる消費支出と言つたほうがいいと思ひますが、ぜいたくという非常に語弊がございしますが、一般の人が支出する以上、一般の支出するのとはちよつと違つた高級な支出、たとえば、一等旅客を私も調べてまいりますと、国鉄の総旅客人員は、三十九年で十九億七千五百万人の乗客がございしますが、そのうち、一等を利用された方は千九百二十七万三千人、まづ一％、こういった方々の支出をつかまえて課税しようというのがねらいだと思つたのです。その課税の根拠は、先ほど申し上げましたように、通行税あるいは国鉄の利用という機会をつかんでおりますけれども、本来的には、普通の消費以上の、上回る消費支出、これをつかまえて、こういう気持ちであります。しかし、先ほどおっしゃいましたように、社用があり研修がありというふうな普通の消費支出と違つた面があるとして、高級な支出の面でその点はある程度許されるのではないかと、いう面がございまして。

さらにもう一つ、いまの三重パンチの強烈なパンチ論であります。私も、いま申し上げました消費全体をつかんで課税すべきであらう、一等に乘られる方は、同時にまた、その利用の対価をいたしまして、急行を利用いたしますその利用料金を含めたところの消費支出全体をつかまえて課税するほうが、通行税の目的に沿つておるのではないかと、こんな考え方、もちろん政策でありまから、少なくとも急行料金ははずせという議論はできると思ひます。しかし私は、消費支出全体を、しかもまた、高級な消費支出を課税対象とするのがよいという考え方でありまして、一体として課税するほうがよいかと思ひます。そういうふうにしなないと、現在では、寝台料金、急行料金と密接な関係がありますところの船などでは、御存じのように、種々の部屋の利用のタイプが別途に区分されて要求されておりますが、これを含めて課税するといふことのほうが、変な課税の回避というものがなくて済むのじゃないか、こんなふうな考え方をとおるのでもございまして。過去において、二等の料金を、基本料金をはずして寝台料金だけ課税しておりましたときには、逆の意味でおしかりがしたならば寝台料金もついでまして、二等をはずしたならば寝台料金もついでにはずしたらどうかというお話ではずしたものであります。いまは逆な論法で私に迫つたのであります。私は、一体として一等旅客の利用料金に課税するほうが、通行税の本来の趣旨に合つておるのではないかと考えております。

もう一つふえんさせていただきますならば、とにかく、本委員会ではいろいろおしかりを受けるのは、所得税や法人税のように、所得に関連する。また支出に関連するそのための税でございまして。その課税の適正をはかるために、現在のところ相当な調査をやらなければならぬ公平な課税ができないのが現状でございまして。その調査のあり方についていつもおしかりを受けるのであります。が、こういうふうな通行税、消費税系統はその面のトラブルが少ない。そういうふうな面から別な利点のある税である。この点は、大臣の言われたなじみある税ということば、また、ことわざに

も、旧税は良税、新税は悪税ということがいわれておりますので、かような意味で一つの課税の論拠が考えられるのではないかと、かように考えております。

○山田(駐)委員 どうも説明として十分納得がいかない。全く必要な税金であるというふうにはどうしても受け取れない説明なんです。

そこで、国鉄のほうに何っておきたいのでありますが、最近、新幹線ができてまいりまして、東京・大阪間を走っておるわけですが、航空機で東京・大阪を通う料金と、新幹線を一等で大阪に通う料金とを比べてまいりますと、わずかに五、六百円の開きしかございません。国鉄がその程度安いでございまして、したがって、鉄道と飛行機とを比べたら、社会通念では飛行機がいいにきまっておりますし、早いにきまっておりますし、乗りますと、弁当まで食べさせてくれるのでありますから、サービスもいいうことになりまして、その差がわずかに五、六百円であるということ、時間的にも非常に違う。こういうことの中には、もちろん国鉄に課せられておる高い税金による顧客の喪失、客が航空機に流れていく、こういうのが、ただ単に新幹線だけに限らずに、バスとの関係、あるいは他の地域に及ぼしておる航空機との関係で、国鉄が企業として、あるいは、そういう競争の立場に立っておるバスなり航空機というものと比べてみて、国鉄経営上かなり負担になっておるのではないだろうかという気がしてなりません。これらに対してどのような理解をされておるのか、これについてお聞きしておきたいと思っております。

ます。この時間的な要素がお客様に与える利用価値というものは、非常に大きいわけでありまして、したがって、東京・大阪ももちろんでございますが、特に激しいのは、東京・北海道間におきましては、全旅客の約一割くらいは——一等のお客さんは航空機のお客さんの約一割くらいしか鉄道には乗っていただけないというようなことでもございまして、そのような意味におきまして、かなり私どもとしては大きな影響を感じておるというところでございます。

○山田(駐)委員 お聞きのように、通行税というものが、国鉄の、特に新幹線の一等旅客を圧迫してきておる。よく見ますけれども、せっかく世銀から借金までしてつくった新幹線の一等客室を見ますと、五、六人で占有しておる状態を随所に見受けます。これは国鉄の出過ぎた新幹線建設だということになるかも知れませんが、しかし、御答弁になっております企業育成という面から見ますと、これは国鉄に大きな負担をかけておるといふことになることは間違いないと思っております。その意味で、特に航空機の場合と対比してながめてみますならば、この際やはりその立場からこれを廃止していく、そうして、自由な立場で競争をさせるというこのほうが正しいのじゃないか。だから、あなた方がおっしゃっているように、奢侈性なり企業育成というところで段差を設ける、あるいは課税をするという根本的な思想というものは、今日のこの段階では、国の税制のあり方としても、国民に対する課税のあり方としても通らない。しかも、利用者はかなり広くなつてきておるといふ面から見て、ひとつ、この通行税というものは廃止なさる用意並びに検討というものはないのか、お答えいただきたい。大臣どうでございませうか。

○福田(駐)国務大臣 将来の問題としてよく考えてみます。

○山田(駐)委員 きょうも本会議で、総理から近い将来という御答弁がありましたし、あなたもいま将来というところでありますが、百年後も将来で

ありますし、来年も将来であります。これは今日の税制を議論するときには、そう抽象的なことばだけではいけないものがあるような気がいたします。

そこで、昭和三十七年三月九日でございますが、この委員会で自民党の岡田修一さんが提案なさいまして、附帯決議として、通行税については、改廃について検討する、こうなっておりますけれども、一体この附帯決議というものは、形式的におつけになったのか、院議というものを尊重なさって、そのような検討をされているということがおありなのか、その立場をひとつ説明をしていただきたいと思います。

○塩崎政府委員 税制問題につきまして、政府におきましては税制調査会がございまして、税制全般の見地から検討し、その間の過程におきまして、各税目について検討していることはもちろんでございます。しかしながら、何と申しまして、現在の税制におきまして、常に検討の対象として集中されるのは所得税であり、法人税であり、また相続税であるというように、直接税が多いわけでございます。むしろ、消費税を何かうまく円滑に徴収する方法はないかという声が強いのが実情でございます。なかなか通行税の廃止というところまではまだまいっておらないのが、これまでの検討の結果でございます。しかしながら、そういういまでも、個別的な消費税、物品税のように、個別的に業者の負担も伴いがちの消費税については、相当検討すべき余地があるのではないかとかいうような声があり、またその検討が行なわれてきているのは事実でございます。そんな意味で、非常に通行税のあり方もむずかしいのでございますが、ただいま大臣のお話にもございましたように、今後税制全般のあり方から見まして、これに直接税、間接税あるいは所得税、消費税といたしたような角度から検討してまいりたい、かように考えております。

○山田(駐)委員 私が伺ったのは、三十七年の三月九日に次のような決議がなされているので

す。「通行税については、現在の旅行目的その他諸般の状況にかんがみ、政府において近い将来にこれが存廃について検討すべきである。」この近い将来がここではすでに四年目になるうとしております。また、きょう委員会でも私の質問に対して、近い将来ということでございますが、一体その近い将来ということについて、それはものをおっしゃればそれで責任が終わったというふうなことに置きかえられることばであったとしたならば、私は、税の問題を取り扱っていく国会の審議は、これはどばかばかしいものはないと思うのです。だから、その近い将来について、私は、もっと真剣に、しかも具体性をもって近い将来という立場を明らかにしてもらわないと、審議するのにも熱が入りませんし、国民もあはらしいという感じを持ちますので、その点について御答弁を求めたわけでありまして、しかし、残念でございますが、それは近い将来でしよう。その点、大臣、やはり近い将来でございませうか。

○福田(駐)国務大臣 最も近い将来でござい

○山田(駐)委員 その近い将来に「最も」がついたもので、しんにゅうがついたのですが、その「最も」というのは、来年あたりの時期に検討されるという腹づもりを前提として「最も」ということばをつけ加えられたのか、それは表現として述べられたにすぎないのか、これはどうでございませう。

○福田(駐)国務大臣 きょうも本会議で申し上げたのですが、税制改正を長期にわたってやっていたら、こういうわけですね。そのプログラムは、そのときの経済情勢、したがって、それを反映しての財政状況というものの関連でやらなければならぬ、こういうことになるわけでございます。その時点が、四十二年になりますか、四十三年になりますか、これはわかりませんが、そういう際には通行税問題を真剣に検討する、こういうことを申し上げておきます。

○山田(駐)委員 まだかなり先の長い話だというふうなのが、「最も」という冠詞をかぶせられたこ

とに通ずるというふうな気がしてなりません、一刻も早くひとつその時期を育て上げていただきますように要望したいと思ひます。

最後に一つ、これは私の全く未熟な私案でございますが、国鉄にいたしまして、航空機にいたしまして、あるいは船舶の一部にいたしまして、こういう通商税が日支事変から始まった歴史的な背景の中で今日まで残存をいたしておるのでありますけれども、最近航空機のたいへんな事故がござりましたし、鉄道のほうも、昭和三十七年に三河島で百六十一名という人が死んでいく大惨事が起こっております。その翌年の三十八年には鶴見で同じく百六十一名という死者を出す大惨事が起こっております。最近の国と国民の輸送要請を引き受けていくために国鉄が果たしている実態というものは、言語に絶する過密ダイヤの中で果たしておるわけでありまして、まさに平均乗車効率の四倍以上の積み込み主義をとっておるのでございます。依然として緩和をされません。これから事故が起こるといふことになりましたら、いままでの死傷事故三けたの数は四けたになるのではないかと心配をされております。しかし、依然として国鉄の保安対策というものは、刮目していくような改善を見つければ出さずにはできません。全く遅々とした進展の状態でありまして、ここで取られてまいります通商税というものが、ある意味では、ガソリン税と同じような目的税としてこれが使われていく、非常に徴税自身にもいれなき根拠という形が明らかにしておるだけに、この際、やはり一日も早く廃止をしていただきまして、まさに名実どおりの悪法というものを解消していただくということが先決でございますけれども、その分について、税制検討の中で約束をしていただきまして、私も今日ただいまの問題としてこれ以上追及することはいたしません、その過程で、いまの通商税というものが、国鉄なり各輸送機関の保安整備を充実をさしていく、こういうことに限って還元投資をしていくという方向に回していくならば、安全輸送をきわめて重要視してお

るそれぞれの輸送機関に対して、国として取り上げていった通商税が、まさにその限りにおいては効果を果たしていくものと私は思うのです。そういうふうな還元融資措置というものがとられないものかどうか、この点を最後に一つお聞きしておきたいと思ひます。

○福田(赴)国務大臣 目的税でするのは、これはなかなか困難と思ひます。つまり、財政の弾力性をそれだけ拘束する、こういうことになるのですが、ただいま御指摘の安全という問題につきましては、御説はまことにごもっともでありますので、そういう方向で努力をすることにいたします。

○山田(赴)委員 そういう方向でひとつ検討をお願いいたします、私の質問を終わります。

○武蔵委員 関連。

いま、大臣、国鉄の通商税収入が二十六億三千三百万円ある。これを山田委員は、国鉄の今日の経営実態から見て、これを国鉄の収入になるように、目的税的にこれを変更したらどうか。——大前提は廃止です。しかし、主税局長は廃止は、と言つて、いろいろ逃げておるから、廃止できるのなら、これを目的税として国鉄収入に入れたらどうか、こういういい意見を述べておる。近い将来に検討するといふ申されましたが、国鉄当局、その案はどう思ひますか、あなたはどうしるで聞いておつて。

○福田(赴)国務大臣 いま山田さんのお話は、そうじゃないのです。私もはっきり覚えておりますが、国鉄はじめ輸送機関に回すことを考えたらどうだ、こういうお話なんです。私は、目的税にすることは、これは財政の弾力性をなくす、こういうことで、あいが悪い、しかし、安全問題は非常に重要な問題だから、お話の気持ちを十分私ども受けて行政に当たります、こういうことを申し上げておるわけなんです。

○武蔵委員 関連ですからこれでやめますが、大臣も御承知のように、今回の予算書を見ると、国鉄の借金だけでも、短期、長期合わせて一兆四千

二百六十億円、これだけの膨大な借り入れ金を国鉄は持つておる。これに三年計画の新しい計画がさらにつけ加わつたら、国鉄の借金はたいへんなことです。これはどういう方法でなくせるといふ可能性、国鉄当局です、この借金をなくせる方法、可能性というものはどう考えておるのですか。将来の青写真ですが、これだけの借金をどういう方法でなくせるのですか、ちよつと聞かしてもらいたい。

○今村説明員 お話のとおり、膨大な借金をかかえておるわけでございますが、国鉄といたしましては、今回の運賃の改正にあたりまして、第三次長期計画をいま立てておるわけでございますが、この過程を通じて膨大な資金を要するわけでございますし、また、借金の重圧に苦しんでおることも事実でございます。したがって、政府のほうの御援助をお願いして、財政投融資なりあるいは出資というをお願いしておたわけでございますが、さらに、国鉄基本問題懇談会の意見に従ひまして、そういうこともいろいろお願いすると同時に、今回運賃の是正をお願いするということとで考えておるわけでございます。しかし、これをお願いいたしまして、まだ大きな借金を背負う、しかし、経営的には何とかやっていけるといふふうな考えに立つておるわけでございます。

○三池委員長 横山利秋君。

○横山委員 最初に、ちよつと気にかかることを大臣に伺うのですが、先ほど本会議で大臣の答弁を聞いています。歴代の大蔵大臣の中で、私は福田さんが一番理論的だと思つてゐる。いや、決して持ち上げるわけじゃないのです。意見は違ひますけれども、やはり一番理論的に答へなさる。財政演説としてもたいへんよかったと思う。ただ、きょうは、それにもかかわらずラフなことを一つおっしゃつて気にかかった。というのは、私のそばでも雑音がそれで起きたのですけれども、ピース一個の減税にも足りないという質問に対して、あなたは、百万円以下の人はピース三個

しか税金を出してないのだから、三割三分三厘のピース一個ならいいほうだ、こういう御答弁があったのです。これは非常にラフな御意見で、しかも、よくわかる説明ですから、みんなもそういうものかと思つた。どういう確信と根拠があつて、百万円以下の人がピース三個に該当する税金しか払わないとおっしゃつたのですか。

○福田(赴)国務大臣 主税局長に詳細に御説明いたさせます。

○塩崎政府委員 現行所得税で、年給百万円の標準世帯の方の年税額は四万九千二百十五円でございまして。そういたしますと、一日当たり百三十五円が所得税額になります。そうなりますと、ピース三個とちよつと、こういうふうになります。今度の減税額は、おっしゃるとおり初年度におきましてピース一個くらいでございますが、それを大臣がおっしゃつたのだ、かように思つております。

○横山委員 そういふ簡単な、概算的なやり方は、人をだますものです。私の持つてゐるのは、政府が発行した租税及び印紙収入予算の説明である。この「改正案による所得税負担軽減調」のどこを聞いてみても、百万円以下の人で三割三分三厘三毛の人はないですよ。あなたはこれをおつくりになつたのでしょうか。あなたはこれをよくよくもつてしても、大体減税割合は一四％ないしは多くても一七％です。それから、夫婦子供の場合でも一四％、二五％というところなんです。中には三〇％、ないしは課税最低限にひつかかる人で一〇％という人はある。けれども、実際の税金を出しておる個々の状況から考えると、政府のこの具体的な資料の中から、平均ピース三個であつて、減税がピース一個である、そういう乱暴な意見というものは通用しないのです。大臣が国会の本会議を通じて言つたことは、百万円以下はピース三個を納めておつて、ピース一個を減税する、つまり三割三分三厘三毛の減税であるというのだが、このどこにその三割三分三厘三毛があるのですか。

○塩崎政府委員 大臣は、三個のうち一個を三割三分とおっしゃられたのかもしれませんが、三十七ページを見ていただきますと、「改正案による所得税負担軽減調」の「給与所得者」百万円のところの欄は五番目でございます。その一番下の欄に夫婦子三人、現行の税額は、私が先ほど申し上げました四万九千二百五十円、改正案によりますと、昭和四十一年分が三万七千九百十円、平年分三万四千二百五十円、軽減割合は一万一千三百五十円、平年分一万五千円、軽減割合は、初年分は二三割でありまして、平年分になりまして三〇・五%と書いてございます。これを大臣はピース三個のうち一個というふうに比喩的に言われたのではないかと、かように思います。

○横山委員 それは確かにあなたの言うとおりだ。しかし、この中で三割三分というのはいさぐさ統計ですよ。あとは一三%、一七%、配偶者で一五%、平年度で二〇%、配偶者子供一人で一六%、二一%、夫婦と子供二人で一八%、二五%じゃないか。そして夫婦子供三人で、初年度で二三%、平年度で三〇%だ。ピース三個の税金を払って、一個の減税だということはいさぐさの理論的なあなたに比較しては非常に乱暴な意見で、しかもそれが、全部かのごとき錯覚を与える。これはよくないことだ。わかりましたか、大臣。ちょっと頭を下げてもらえば次に移ります。

○福田(越)國務大臣 ピース三個のうち一個というのを計算しますと、三割三分になるわけですね。実際は百万円の方で三〇・五%なのです。ちょっと三%近く違いがありますが、少しラフに申し上げたのです。(横山委員)そういうことじゃだめですよ、「と呼ぶ」委員会ならもう少しやりま

すが……
○横山委員 あなたがそれで通り過ぎようというのなら、私は承知しません。本会議ですからね。ここから笑いで済むと思う。しかし、あなたのはきわめてわかりやすい説明であつたから、それでみんながそんなものかいなと思つた。ぼくら大蔵委員としては、それはただで済ませませんよ。

ですから私は、こればかりに三割三分三厘三毛であつても、承知をしない。なぜならば、あなたがごらんになってわかるように、これは夫婦子供三人だけであつて、あとは全部一割から二割くらいのところにおるじゃありませんか。そうでしょう。三割が全平均ならともかく、あとは一割から二割、そのくらいの減税率です。これはいつものあなたに似合わない乱暴な意見で、しかも、ああいう問題はわかりやすいのだから、そんなものかなあと言われたのでは、税金を担当する私どもとしてはがまんのならぬところですよ。ですから、率直に数字のとおり方が間違つておつた、計算の統計のとおり方が間違つておつたと言つてもらわなければ困ります。

○福田(越)國務大臣 所得税の階層にいろいろあるわけですから、平林さんがピース一個だと言つたのは、おそらく百万円前後の人をつかまえて、その例として引用されたのだらうと思つたのです。しかし、そういう際には、百万円といえども、いま申し上げたとおり、少し大ざっぱになります。ピース三個の納税者だということになるので、そう申し上げたのですが、それで誤解を招くおそれがあるならば、本席でまた詳しく申し上げますが、百五十万円の所得者はお話のとおり一九・三%の軽減であり、二百万円になりますと一六・六%、五百万円になりますと七・八%ということになるわけでありまして、誤解を与えたことは遺憾に存じます。

○横山委員 それじゃ、次に移ります。
○岩尾政府委員 四十一年度予算におきます債務負担行為と継続費ということでございますが、当初四十一年度当該年度の国庫債務負担行為としてとりましますものは、一般会計で千五百億円でございまして、特別会計で千四百四十一億円、それから日本専売公社、国鉄、電電、いわゆる政府機関におきまして四千八十三億円でございまして、

おきまして四千八十三億円でございまして、

○横山委員 国鉄にお伺いしたいのですが、大蔵大臣のお声がかりの「公共事業等の事業施行の促進について」国鉄もそのわくの中に入つておるのですが、この閣議決定によりまして、「政府関係については、毎四半期の資金計画を毎四半期の開始の日の二十日前までに提出し、遅滞なくこれを決定するものとする。」ということ、まず手始めといたしまして、上半期に六〇%の契約を完了する、現金の支出は四〇%まで行なうということでありまして、この閣議決定が国鉄において実行し得る体制であるかどうかを伺いたいと思ひます。

○今村説明員 目下その線についていろいろ検討を進めておりますが、できるだけそういう線に沿うように努力したいと思つております。
○横山委員 これは、去る大蔵省の高官に言わせれば、今回の公共事業の施行の促進は、まさに財政史上革命的なことだと呼号してゐる。しかも、福田大蔵大臣が、この不況克服のための重要なてこ入れの一環として考へておられることだ。それができるだけ努力をするということくらいでは、私は閣議の決定に忠実とは思われないのです。できるかどうかということ、率直に伺いた

い。
○今村説明員 閣議決定の線に沿ひ得るようによつていきたいと思つております。
○横山委員 私の言うことに對して十分なお答えがいただきたのですが、総裁でも副総裁でもないのだから、これはお答えがしかねると思うのです。私が危惧することは、大臣、とてもできないのではあるまいかという感じなんです。この閣議決定、けさ話を聞いておりました、物品税軽減による価格引き下げに関する閣議了解、ともに私は空文化するのではないかと、物品税の閣議了解に至つては、これは、ことばは悪いけれども、まあ、ていさいいいアドバルーンにすぎない、こ

う思つてゐる。それでも、これはまあこれで別の角度からいろいろ意見があるのですが、あなたの一番中心となつておる公共事業費の事業促進につ

いては、たしか昨年、あのにがい経験で一割の留保と相並んだ公共事業の促進が十一月ごろに初めて少し上回つたですね。それを承知の上で、本年大馬力をかけて推進本部を設け、そうして、さらにそれを念慮する方式までやつておられるのです。あなたがどのような決意でこれを推進されようとするのか、そのお考えを伺いたい。

○福田(越)國務大臣 事業の促進上非常に重大な問題は、予算の御審議は願いますけれども、具体的な個所別の配分ですね、これが従来非常に遅延をしたのです。たとえば、一番大口の建設省に例をとつてみます。建設省に例をとつてみますと、配分案が内定するというのが、普通であります。四月です。つまり、国会が終了しないと配分案をきめない、こういうわけだったので、これを一カ月繰り上げてきめよう、そういうふうにして、大蔵省に對しまして支出負担行為、実施計画の協議をいたすわけですね。これが建設省でいいますと、補助事業は四月から六月の間に進行されております。これを三月中、下旬にいたす、こういうふうになるのでございます。それで、その次に進行される計画が支出負担行為の実施計画の大蔵省の承認であります。これが大体建設省の補助事業が六月の上旬であります。それを今度は四月一日、予算が通つたら翌日やろう、こういうふう

に考へております。補助金等につきましても、例年五、六月ごろに補助金の申請をいたすものを、今度は四月、予算が通つた直後にいたす、それから補助金の交付の決定、これは例年六月、これを四月に行なう、また、支払い計画の示達、これをまた六月であります。これを四月に行なう、こういうふうな、大体において二カ月前からのものを繰り上げる、こういうことを考へておるわけですね。これは政府機関におきましても同様なんです。国有鉄道につきましても、三月下旬に例年配分案をきめておりますが、これを一カ月繰り上げて二月下旬、もう配分案も相当作業が進行している。それから、それを地方局に内示をするわけ

すが、それが例年は三月下旬になります、これも二月下旬に繰り上げる、そういうふうにしたしまして、これを的確に予定表——これは全部の費目についてあるわけですが、これを着実にやっていく、これは各省大臣が責任を持って行なり、公社、公団の長もこれに責任を持つ、こういう態勢でやっておるのです。

○横山委員 私がお伺いをし、とてもできないだろうと言ったのは、もう一つ大きな意味があるわけですね。といいますのは、大臣御存じないかもしれませんが、最近地方自治体に非常にたくさん問題が発生しているわけです。それは、一つは公共事業の返上問題であるが、もう一つは汚職なんです。東京の汚職、それから新潟の御存じの知事の辞職事件を巻き起こした汚職、それから兵庫の山内派の選挙の前古宋君の汚職、それから熊本県における汚職、それから香川県における汚職、そのほとんど全部が土建が何かにかの關係で関係があるわけですね。新潟県は何に一番根本原因があるかといふと、私現地に行った新聞記者と雑談をしたんですが、もとの原因は新潟大地震だ、新潟の震災だ、火事からだ。あれで土建が殺到して、そして全力をあげて復旧工事をする中に新潟の汚職発生の一環の原因があった。それから兵庫県のあれは山内派、もう御存じのように、建設省関係ですね。県議員が県会議長室にあるいは県会議員会館、そこへ土建業者を十四名集めて、入札資格の取得回数、それから落札回数で割り当てて、九百三十万円集めて、ばれたものから、約六百万円くらい返した、こういう汚職です。それで、兵庫県の約二十名くらいの県議員が起訴された。それから、熊本県におきましては、村山派の土建暴力が摘発が進んでおるのです、県会から熊本市会、それから某商工会議所会頭に至るまでこれが剔抉をされて、たいへん話題になっている。先ほど本会議で勝澤君とあなたの一問一答を聞きまして、これも、会計検査院が摘発いたしました中で、これは建設省ばかりでなくて、各省の建設関係、農林省や運輸省も含みますが、やはり一番建設省関係が多いんですね。いま衆議院の解散、これが本年でしょうか、来年でしょうか、来年は地方議会の選挙がある。ここでいまあなたがそういうことに——閣議了解事項を見ますと、しゃにむに、とにかく公共事業の繰り上げ、これは私がいま申し上げている点について何らのチェックがない、何らの法律、政令の改正もない、現行体制の運用であくまでやるというわけだ。私が心配しておりますことは、この繰り上げをしますためには、計画の確定から、設計から、用地取得から、それから入札資格の問題から、あらゆるものをどんどん進めるといふことになる。いままで県庁や国やあるいは市役所の職員は、いまこの汚職の発生しておる状況について敏感ではあるけれども、しかしまあ、ていさいはなるべくそういうことのないようにというわけ、業者との接触を手控えている。でも、いま背後からもうと早くやれというプレッシャーがかかったのです。早くやれといふことは、積極的に業者と話し合つてやれといふことなんです。結果はそうなる。私が心配いたしますのは、いま全国にずっと蔓延しておると思われる土建業界とそれから地方自治体、国をも含むこの汚職と、それから公共事業の繰り上げと、本年及び明年に迫る選挙と、まさにその汚職の温床をいまあなたは知らず知らずのうちにつくり上げようとしておるのではないかと。私は、あえて老婆心ながら、先見の明を持ってこれは非常に問題があると思う。もしもそれをやるならば、もつと法律を改正するとか、政令を直すとか、あるいはチェックをする方法を考えるとか、こういうことなしで、これだけの財政史上革命的だといわれるようなばく大な公共事業の繰り上げ、そして概算払い、前払いの運用をしると言っているんですね。概算払い、前払いの制度を運用しるというのでありますから、業者はもう至れり尽くせりです。いま土建業界が、民間に設備投資がないのですから、争って官庁の入札資格をもらうために殺到している。私はその事情を知っておるのですけれども、資格を取得するため

に官庁に殺到してきているのですよ。ですから私は、あなたがまさかそういうことを考慮していないとは言わないけれども、そのチェックをする方法についてあまりにも無関心ではなからうか、こういう心配をしておるのです。

○福田(越)國務大臣 お話、まことにごもっともでありまして、私も決して無関心じゃないのです。これは事業は促進しなければならぬ、そうすると、それが直接汚職問題につながることは私は考へておりませんけれども、これはどうしても粗漏になりがちだといふことをおそれるわけでありまして。したがって、こういう際には、特に会計法、諸法規に準拠して適正な執行になるように、ということは、この実施を促進することを奨励すると同時に、常に、あわせて適正なる執行、法律の効用、こういうことを奨励をいたしておるわけでありまして。

○横山委員 それではだめだと私は申し上げておきます。もしも本気になってこれをやるようなら、そういう入り口をもう少し広げなさい。無理なことをさせないためには、無理でないように、法律なり政令なり、そういうものを改正をなさるべきだと言っておるのです。

もう一つ、あなたに先般約束願ったことがあつたわけですね。これだけ公共事業が拡大するのであるならば、なぜ一体、その仕事をもっと中小企業に分けてやるように、もう一つは協同組合に分けてやるようになさらないかと言つたのです。いまの体制のまま進むならば、一つには、汚職の要因をつくつていき、一つには、それを早くやるのだから、大企業にしか流れない、この二つを私は提示しておるのですから、この現在の法規について改善すべきことは改善を即刻すべきではないか。もう少しそれが中小企業や協同組合に流れるようにお約束を願つたのだから、それをやってもいい、たいと言つておる。

間あなたから四、五の御注文があつた。ごもっともなものもあり、むずかしいものもあるのですが、その中で、いまお話の事業の執行を中小企業に分ける。これはもう非常にごもっともなこと、やらなければならぬ問題だといふふうに考えまして、関係各省庁にそういう話をいたしております。

○横山委員 それでは、私の心配することが杞憂にならなければ幸いでございますが、公共事業の繰り上げ促進が、無理を手伝い、汚職の原因になり、選挙に結びつかないよう、法規並びに運用の点について格段の努力をしてもいい。そして、それを単に国会においてあなたが言明をなすたといふことだけでは、私はいささか物足りないと思ふ。何らかの措置をしておくべきだ。これは特に注文はしませんけれども、私の希望するところが、すみやかに予決令なり会計法なりの検討をすること、それから、敢にだらしのないやり方にならないように、法規は守るようという点については、統廃する地方自治体の汚職の状況について十分に検査をしていただきたい、こう思いますが、よろしくごさいますか。

○福田(越)國務大臣 けっこうであります。

○横山委員 先ほど継続費と債務負担行為の国鉄の事情を聞きまして、次は、この点大蔵省にお尋ねしておきたいと思ひますが、継続費と債務負担行為の相違点というものは一体どういうものであるか、まず伺いたいと思ひます。

○岩尾政府委員 国庫債務負担行為と継続費の違いといふことでございますが、いずれも、財政法にいますところの単年度主義の例外でございます。年限については、どちらも五年でございます。違いはございせん。根本的に違ひますのは、契約の時期の問題と、それから経費の対象の問題であらうかと思ひます。

時期の問題につきましては、国庫債務負担行為は、通常当該予算に計上した年度に契約をするといふことで、実際に契約をする時期を確定しております。これに對しまして、継続費の方は、継続

間あなたから四、五の御注文があつた。ごもっともなものもあり、むずかしいものもあるのですが、その中で、いまお話の事業の執行を中小企業に分ける。これはもう非常にごもっともなこと、やらなければならぬ問題だといふふうに考えまして、関係各省庁にそういう話をいたしております。

○横山委員 それでは、私の心配することが杞憂にならなければ幸いでございますが、公共事業の繰り上げ促進が、無理を手伝い、汚職の原因になり、選挙に結びつかないよう、法規並びに運用の点について格段の努力をしてもいい。そして、それを単に国会においてあなたが言明をなすたといふことだけでは、私はいささか物足りないと思ふ。何らかの措置をしておくべきだ。これは特に注文はしませんけれども、私の希望するところが、すみやかに予決令なり会計法なりの検討をすること、それから、敢にだらしのないやり方にならないように、法規は守るようという点については、統廃する地方自治体の汚職の状況について十分に検査をしていただきたい、こう思いますが、よろしくごさいますか。

○福田(越)國務大臣 けっこうであります。

○横山委員 先ほど継続費と債務負担行為の国鉄の事情を聞きまして、次は、この点大蔵省にお尋ねしておきたいと思ひますが、継続費と債務負担行為の相違点というものは一体どういうものであるか、まず伺いたいと思ひます。

じがするわけでございます。
それから、総額のお話がございましたけれど、一つの契約だけをもらいたいだきますと、たとえば、船のように、先ほど私が申しましたように、船体の契約がどの程度実際に施行されたときに期間を契約してつくっていく、そうしてさらに武装もやっていくというのがなかなかはっきりきまらない。これは技術も進歩いたしますから、そういう段階できめていかなくはならぬというもの、それから飛行機のように、総体計画というものは何機つくるかということで、金目は大きくなりますけれども、一機自体についていえば非常

に小さい金でございますし、総体の契約で、四十二年に完成ということで、そのときに八十機全部入れてもらう、そうして四十一年には四十機入れるというような契約であれば、これは非常に確実といひますか、はっきり契約ができる、そういうものは、これは国庫債務負担行為でいこう、こういうことでございます。

○横山委員　国会と政府との関係は、この債務負担行為なりあるいは継続費を承認する、そうして翌年度、その承認をされた金額は再び一般会計の中に挿入されて、二度承認をされる。二度議決をするという意味は、どういう意味ですか。

○岩尾政府委員　ただいまの御質問は、継続費でございますか。

○横山委員　両方です。

○岩尾府委員　實際上は、いま申しましたように、國庫債務負担行為は本年これだけの契約をとらしていただきたいということで御承認を願ひましたならば、それはあらためて翌年からとていくということはいたしません。そうして、その契約に基づいて、實際上その年に計上さるべき歳出額についての歳出予算としての御審議をその年にちようだいする、こういうことでございます。

それから、継続費につきましては、継続費で總体の計画と年割り額についての御承認を一度いただきました分につきましては、その翌年からそれに伴う歳出額について歳出予算としての御審議を

願うということをやっているわけでございます。

○横山委員 国と契約をした国民ないし法人は、国が権限を国会から受託をして、債務負担行為、つまり契約をする、そうすると、債務負担行為の関係は、国と、その法人なり個人なりにあらわれる。次の国会においてそれを議決できなかった場合には、国はどういう責任を負いますか。

○岩尾政府委員 かりに四十一年度に契約権限がございまして、それを契約いたしましたところ

で、未払いの金額を四十一年度に払いまして、あと、次の金を四十一年に払うということで、契約だけを四十一年にやりました。しかし、四十二年にその未払い額の部分払いの金というものの予算の御審議ができなかった、そうして通らなかったという場合には、その金を払うことはできないということになります。

○横山委員 そういう場合が法律上あり得る。二度議決をする。国と、それから法人並びに個人の間に、すでに債務権限が確定しているけれども、あなたの説明によれば、これは国が絶対権限を国会から受け取っているわけではないわけですね。国会から受託をされて船を買い、それについて全責任を負うという体制にはないわけですか。しかし、全責任を負う体制において契約が完了するわけだ。その矛盾はどうなるのか。国会が二回目に否決をした場合には、国はその人たちに對して、法人に對してどういう責任をおとすことになるのか。

○岩尾政府委員 最初に議決をいただきました契約というものは、国が将来これだけの債務を負担してもかまわないという御議決をいただいたわけでありまして、それはもう残っているわけでありまして、その国の債務に基づきまして、それに従った歳出予算というものを計上したのに、それを国会のほうで御議決にならないということでは、実際上あり得ないことです。すなわち、法律上は、民間と国との間には債務不履行の事態が生じますが、これはあくまでも観念上のことで、国会の良識から見て、実際にはあり得ないことと思ひます。

○横山委員 あなたは答弁に困っていらっしやる

ようだけれども、それは理論上はあり得るでしょう。だから、その場合には、この継続費並びに債務負担行為というものが二回議決をされるという矛盾がどこから生じたのか。もしも二回目のときに否決をする、ないし修正をするというところに、国民ないしは法人との間に起る矛盾と、いうのはどうなるのか。あなたはあり得ないと言っているけれども、法律上あり得るのだから、その点について聞いています。

○岩尾政府委員 いま申されました、国が将来にわたって、四十二年にこれだけの債務を負うということは、これは議決をいただいて、契約をそれに基いてやっておるわけでございまして、その限りにおいては適法であり、何らの問題もない、ただ、それに対して払うべき歳出予算、これはいろいろ予算上の問題もございまして、あるいは流用その他の措置によつて、歳出予算の中で、その項目についての御議決がなかった場合にも、実際上支払ひ得るといふことはあると思ひますけれども、何といひますか、観念上、全然そういう歳出予算が計上されてないというやうなことがあつた場合には、それはやはり国の債務不履行ということになるわけでございまして、そういうことにはならないだろうというふうには私に考へております。

○横山委員 私は、債務負担行為と継続費の問題の理論的な矛盾、法律論としてやっているので、から、あり得ないとかあり得るとかいうことでなくして、法律論としてそこに矛盾が起る。だから私は、あなたがこういふ答弁をなさるだろうと思つていた。それは、契約としては有効なのだから、国は国会から全契約権限は持つていないけれども、しかし、国と、それから国民ないしは法人との間には全契約が行なわれたのだから、契約違反として国が責任を負わざるを得ないという明確な御答弁があると思つたのですが、いまあなたはそういうところまでは言ひ得られないのですか。

○岩尾政府委員 もう一度……。

○横山委員 つまり、国民は、当然国は契約違反だと言ふ、その契約違反について全責任がある。損害賠償なりその他に應じなければならぬというところが、どうして言ひ得られないのであろうかと聞いています。

○岩尾政府委員 いま申しましたような議決その他があつたかどうかということは別にいたしまして、で、實際上、国が債務を負つたといふ場合には、それに應じた法律上の措置はあると思ひます。しかし、實際上債務負担権限としてちやうだいをしたものについて、今度はその債務権限というよりは、むしろ支出権の問題として国会で御議決を願う場合に、そういうものがあるのに、それを予算としての支出権を与えないというやうな事態が起るということはある得ないかと私は考へております。

○横山委員 これは残念ながら次長の答弁では納得できません。法律論として、ひとつ大臣なりどなたから明確な御答弁をいただきたいと思ひます。

○三池委員長 速記をちよとめて。

○三池委員長 速記を始めて。

○福田(越)國務大臣 ただいまの横山委員の御質問に對しましては、さらに検討の上、統一した見解をもつてお答え申し上げます。

○横山委員 時間がありませんので、もう一つだけ、これも御検討の上でもいいですが、まあ、これはそんなにむずかしい問題じゃないと思ふのですが、この債務負担行為の権限は、いまのお話だと、その年からもよし、次の年度からでもいい、こういうわけですね。

○赤羽説明員 債務負担行為のほうは、総額につきまして、当該年度において全部その権限を行使するといふことをたまにいたしております。

五十億円から五十億円四十一年度に取りましたら、五十億円の契約権限は、その当該年度において行使する、継続費のほうは、五十億円です。

しても、五カ年間にわたりました、最初の年度は、たとえばその半分、次のものはあとの残ったものの半分、最後は全部というやうなとり方ができる、かように思ひます。

○横山委員 そうすると、債務負担行為も継続費も、その年に支出をする部分がある、こういうわけですね。

○赤羽説明員 おっしゃるとおりでございます。債務負担行為の場合並びに継続費の場合、その年に支出が起る場合と起きない場合と、両方ございまして、継続費のほうは、大体、実際の例をいたしましては、最初からずっと出ております。債務負担行為のほうは、そもそも債務負担だけの目的でございまして、支出が最後まで起り得ないということがあります。たとえば、債務保証、保証契約といったものにつきましては、これは起るか起らないか、全然わからないわけでありまして、権限だけをとる、かような場合にございましては、支出は、まず当面の問題になつて出てこないわけでありまして。

○横山委員 そうしますと、予算案の中で債務負担行為として五十億円から五十億円、継続費が五十億円から五十億円、そして一方、支出のほうでその年度における金額十億円、両方で議決を求めるわけですか。

○赤羽説明員 国庫債務負担行為の場合は、総額につきまして、まず国会の承認を求めるわけでございます。しこうして、当該年度の歳出化分は、当該年度の歳出予算の一環として受けるわけでありまして、それから継続費のほうは、まず総額において承認を受けます。それから、たとえば五カ年の継続費の場合でございますと、四十一年度から四十五年度までにわたります。支出権限も同時に承認を受けるわけでございます。したがいまし、四十二年以降の毎年毎年の普通の予算がございまして、継続費にかかる部分につきましては五カ年間、昭和四十一年から四十一年度において継続費として別ワケでとるわけですね。

○赤羽説明員 国庫債務負担行為の場合は、総額につきまして、まず国会の承認を求めるわけでございます。しこうして、当該年度の歳出化分は、当該年度の歳出予算の一環として受けるわけでありまして、それから継続費のほうは、まず総額において承認を受けます。それから、たとえば五カ年の継続費の場合でございますと、四十一年度から四十五年度までにわたります。支出権限も同時に承認を受けるわけでございます。したがいまし、四十二年以降の毎年毎年の普通の予算がございまして、継続費にかかる部分につきましては五カ年間、昭和四十一年から四十一年度において継続費として別ワケでとるわけですね。

○横山委員 たとえば総額五十億円、その第一年度が十億円だとしますね。そうすると、その十億円の部分については二回議決を受けるわけですね。

○赤羽説明員 継続費の場合の御質問かと存じます。継続費の場合におきましては、結果的に二回受けるというふうになります。しかしながら、その点につきましては、継続費の規定、これは昭和二十七年に新しく挿入された規定でございまして、この継続費の本質にからみまして、二回受けるか受けないか、結果的に二回受けるわけでありまして、この継続費の規定は財政法第十四条の二にございまして、その最後に、当該継続費につき後年度において重ねて審議することを妨げない、こういう規定が置かれております。これは政府原案においてはなかった規定でございまして、旧憲法におきましては継続費はかような規定を置いておりません。おりませんというところは、一たん議決をとりましたら、五カ年間にわたってそれは固定してしまふ、次年度以降の普通の毎年度の歳入歳出予算の議決の対象外である、こういう解釈であつたわけでありまして、新憲法におきましては、御承知のとおり、財政法全体の立て方が、国会中心主義ということで、非常に強化をされておりますので、その点、国会でいろいろと御質疑がございまして、審議の尊重というたてまえから、この四項の、重ねて審議することを妨げないという表現で国会修正がなされたわけでありまして、それで、ではしからば、再びやり直すか、こういうお話です。

○横山委員 はっきりしなさい。単年度の問題については、同じ国会で十億円については二回議決を受けるのだと聞いておる。そこだけ聞いておるのですよ。総額五十億円、債務負担行為の場合には、その年に支出することもあり、支出しないこともある、継続費はその年に一部を支出する。そうすると、その年に支出する分が両方ともあり得る。そうすると、総額で一ぺん議決を受け、そのうちの一部についても同じ国会で議決を受けるのだと聞いておる。

○赤羽説明員 そう御了解していただいてけっこうでございます。

○横山委員 同じ予算を二回議決を受けるということに矛盾はないですか。片一方が否決され、片一方が生ずるというこの理論上の問題はありませんか。

○赤羽説明員 国庫債務負担行為の場合におきましては、総額としての議決と、それから歳入歳出予算としての議決と、二つあるわけでありまして、継続費の場合におきましては、当該年度に関する限り同じでけっこうでございます。

○横山委員 同じだと言つて喜んでおるが、そういう矛盾はないかというのを聞いておる。同じ一つの錢、十億円なら十億円について議決を二回受けることに矛盾はないかと、こう聞いておる。

○岩尾政府委員 いまの御質問でございまして、二回ではないわけでございます。予算は一体といつたしまして歳入歳出予算、それから継続費、債務負担行為、繰り越し明許費ということで、これを御審議願うわけでありまして、したがって、その場合に、いま申しましたように、継続費として五十億円、その分の年度割額として四十一年度十億円というものがあつて、それから国庫債務負担行為として五十億円というものが載つておる、こういうことであります。

○横山委員 これはいふん問題があると思うけれども、時間の関係で別の機会にします。

○岩尾政府委員 いまの御質問でございまして、二回ではないわけでございます。予算は一体といつたしまして歳入歳出予算、それから継続費、債務負担行為、繰り越し明許費ということで、これを御審議願うわけでありまして、したがって、その場合に、いま申しましたように、継続費として五十億円、その分の年度割額として四十一年度十億円というものがあつて、それから国庫債務負担行為として五十億円というものが載つておる、こういうことであります。

○横山委員 同じだと言つて喜んでおるが、そういう矛盾はないかというのを聞いておる。同じ一つの錢、十億円なら十億円について議決を二回受けることに矛盾はないかと、こう聞いておる。

○岩尾政府委員 いまの御質問でございまして、二回ではないわけでございます。予算は一体といつたしまして歳入歳出予算、それから継続費、債務負担行為、繰り越し明許費ということで、これを御審議願うわけでありまして、したがって、その場合に、いま申しましたように、継続費として五十億円、その分の年度割額として四十一年度十億円というものがあつて、それから国庫債務負担行為として五十億円というものが載つておる、こういうことであります。

○横山委員 これはいふん問題があると思うけれども、時間の関係で別の機会にします。

○大蔵大臣にもう一つだけ伺いたいのですが、この予算は四兆三千四百四十二億円ですね。その中で繰り越し明許費が四十一年度一兆三千六百六十三億円あると私は理解しております。全予算の四分の一が繰り越し明許費だということに私は非常な抵抗を感じます。これだけありながら、公共事業の繰り上げだなんて、ばかばかしい話にならぬと思ひますが、この繰り越し明許費が一兆三千六百六十三億円、全予算の四分の一あるというところについて、大臣の御意見を伺いたい。

○横山委員 はっきりしなさい。単年度の問題については、同じ国会で十億円については二回議決を受けるのだと聞いておる。そこだけ聞いておるのですよ。総額五十億円、債務負担行為の場合には、その年に支出することもあり、支出しないこともある、継続費はその年に一部を支出する。そうすると、その年に支出する分が両方ともあり得る。そうすると、総額で一ぺん議決を受け、そのうちの一部についても同じ国会で議決を受けるのだと聞いておる。

○赤羽説明員 そう御了解していただいてけっこうでございます。

○横山委員 同じ予算を二回議決を受けるということに矛盾はないですか。片一方が否決され、片一方が生ずるというこの理論上の問題はありませんか。

○福田(越)国務大臣 ただいまのお尋ね、ごもつともかとも思ふのですが、それは費目を示しておるのです。その費目の合計を入れますとそういう大きな数字になりますが、しかし、実際繰り越されるものは、その中のごく一部分なのであります。こういう経費は繰り越し得ることがあります。御承認をお願いいたします。つまり、執行できないような疑いのあるものがそへ費目として掲げてある、金額は掲げてないのであります。

○横山委員 そんなことないですよ。一兆三千六百六十三億円という繰り越し明許費というものが、全部が全部繰り越されるとは私と思ひません。思ひませんけれども、大蔵大臣として、四兆三千億円の予算の中で一兆三千億円は繰り越しを認めよう、そういうことが常識上おかしいと私は言つておるのです。公共事業の繰り上げだ、繰り上げだと言つておるならば、全予算の四分の一は繰り越しを認めようということがおかしいと言つておるのです。もちろん、これが全部繰り越されるものでないことは承知しておるのですが、財政的態度としておかしいと言つておるのです。

○岩尾政府委員 繰り越し明許費のお話でございしますが、ただいま大臣お答えになりましたように、これは繰り越す可能性があるとしようやうなものについて、こういうものは繰り越す可能性があらうとしようやうなものでございまして、いま先生の言つておることは、繰り越す可能性があらうとしようやうなもので、特に認めるというやうな形ではないわけでございます。そこで、毎年の実行を見ましても、これは三十九年でございましてけれども、繰り越し明許費でございましたのは一兆円でございますが、実際上この中で繰り越されたものは三百九十九億円でございます。それから三十八年度におきましては、八千九百五十一億円明許費をとつておりましたが、実際に繰り越されたのは三百八十八億円ということになっております。

○横山委員 あなたの言うことであるなら、よけいおかしくなる。おとし一兆円、去年八千億円、それで実際繰り越されたものは、あなたの理論によれば非常に少ないのだ、ところが、それをことしになつて、福田さんの一番の命題である公共事業の繰り上げ促進という財政の中で、一兆円から八千億円に下がつたやつを、今度は一兆三千六百六十三億円にふやしちゃつた。それでもって公共事業の繰り上げだといふのだから、てんでおかしいではないかと私は思ふ。なぜことしに限つてこんなに繰り越し明許を多くしたのですか。

○岩尾政府委員 これはそうではございませんで、三十八年が八千九百五十一億円でございまして、三十九年が一兆円でございます。四十年が一兆一千億円でございます。四十一年は、いまお願いしておるものが一兆三千億円、大体そういうことで、経済の伸び等にもらんでふやしておるわけでありまして。

○横山委員 私の聞き間違いだけれども、理論は変わらないですね。大臣、理屈は変わらないですね。どうですか、大臣の御意見は。

○福田(越)国務大臣 繰り越し明許というものが、費目をいっているのです。こういう費目は何かの事故があつて繰り越される可能性があらうと、こういうことを申し上げておるので、実際の動きとこれは関係ないのです。

○横山委員 そういう説明では納得できませんね。大体単年度制度からいって、繰り越し明許というものは、特例的に、どうしてもというものに制限されるべきだ。しかも、実績は、次長も言うやうに、明許されたものよりも少ないじゃないか。そんなら、もっとそれを実績に合致して、公共事業の繰り上げ促進の時代であるならば、繰り越し明許費なんかどんどん実績において削つたらどうだ。それを、ことしは二千六百億円が多くなつておる。そういうことがおかしい。だから、言つておることと実際予算の態度とは違ひやせぬかということを私は指摘しているわけなんです。ですから、私の意見に賛成ならば、それはちよつと悪かつた、繰り越し明許費はもっと削るべきだつたね、まずかつたねと、こう言えば、質問は終わらん

です。

○福田(赴)國務大臣 これは予算の規模がふえたものですから、その費目に相当する数字は自然に大きくなつておるのです。あくまでもこれは繰り越されるおそれがあるという費目をいっているわけ、これが全部繰り越されるとか、そういうような性質のものじゃないのですから、費目の問題であります。

○横山委員 この辺でやめておきますが、大臣も顔色を見ると、腹の中では、おそらくちよつとまずいなと思つてゐるだろうと私は思うのです。現に、この継続費だとか、債務負担行為だとか、あるいは繰り越し明許費については、私もまだ時間がないので十分勉強してないけれども、政府としてもこれはもう少し考えなければならぬところだと思ふ。しかも、あなたの命題である公共事業の繰り上げだ、あれだけ言つておりながら、予算の編成の中ではしりが抜けてゐるじゃないかということをおは指摘したいのです。

少し話が發展して、実は通行税についてさらに伺ひたいのでありますが、先ほど山田君がいろいろ聞いて、あなたがごく最近、最も近い将来において通行税は廃止をしたいというお話をされましたので、二重になるのを省略いたしました、これで質問を終わることにいたします。

○三池委員長 本案に対する質疑は、これにて終了いたしました。

○三池委員長 これより討論に入ります。

通告がありますので、順次これを許します。武藤山治君。

○武藤委員 私は、ただいま議題となりました通行税法の一部を改正する法律案について、社会党を代表して、反対の討論をいたすものであります。

もともと、私どもの立場は、通行税は全廃すべきであるという立場を長年主張してきたからであります。

まず、反対理由の第一は、通行税の沿革は、太平洋戦争、いなシナ事変当時の戦費調達をめぐらんとしたものであります。したがって、国民のだからでも取りやすい税を取らうという当時の趨勢の中に生まれたという沿革が、今日の情勢に適合しないという立場を私たちは主張し続けております。したがって、本改正案の、大衆からの収奪を少しでも避けようとするねらいについては反対するものではありませんが、それを包摂するところの通行税法そのものに反対だということを強く主張するものであります。

第二に、今回の法案が出る前に、すでに昭和三十一年、私も当時審議に加つて、将来通行税は廃止すべきであるという方向で検討せよと強く私たちは本院で主張したものであります。しかるに、政府は、三十一年から本年まで、これらの検討事項について誠意ある検討を怠つたのであります。私たちは、その怠つた政治の姿勢に対して強く指弾をしなければなりません。これが第二の反対せざるを得ない理由であります。

第三は、今日、鉄道利用者というものはほとんど大衆化されております。決して急行に乗る人が特別の中産階級以上の人ではありません。そういう今日の生活様式や社会環境というものを見たときに、千四百円以上料金を取られれば税金をかけるというがごときは、文化国家の名に恥ずるとわれわれは言わなければなりません。先ほど主税局長は、千四百円の免税点というものは、ホテルの宿泊料の免税点と同列と考えて、飲食税が千二百円であるから、これとの見合いの上でやむを得ない課税だ、たいへん苦しい主張をいたしております。しかし、ホテルに宿泊するのと列車の中に寝るのとでは、たいへんこれは違ふのであります。全く質の違ふ、がたがた音がして眠れないという寝台車の中で税金をかけられるというがごときは、まことに恥すべきであると言わなければなりません。主税局もいまや姿勢を転換して、わが党の長年の主張である通行税の全廃のために前向

きの努力をすべきであるという強い要求をいたしまして、本案に反対の討論をいたすものであります。(拍手)

○三池委員長 永末英一君。

○永末委員 私は、民主社会党を代表いたしました。ただいま議題となつております通行税法の一部を改正する法律案に対し、賛成の討論を行なうものとさせていただきます。

もともとわが党は、通行税は廃止をすべしという意見を持っております。なぜならば、この通行税の設置目的はすでに終わったものでございまして、戦費調達などというような時代ではございせん。終わつた目的を持っておるものをなお存続せしめておるといふことは、全くけしからぬ話でございます。

第二に、その内容をつぶさに検討いたしました。そして、この課税対象、課税標準、税率ともに矛盾に満ち満ちたものでございまして、これは課税公平の原則に適合しておるものとは、とうていわれわれとしては認めるわけにはまいりません。さらにまた、その法人を見ましても、おかしい法文でございまして、法律というものは、少なくとも、国民がこれを読み得る状態、そうして、これをまず理解し得るものでなくてはならぬと考えます。それが、この法文は、まずかたかなで書かれておる。近代教育においてかたかなというものは、すでに古くさい文字になつておる。しかもまた、この法文の中には文語体が残つておる。こんなものをいまだれも使つておりません。字音かなづかいの現代に、なおこの文語体で麗々しく申し述べておる条文は古くさい条文であります。さらにまた、この中で使われておる漢字は非当用漢字が使われておる。こんなものは読めやしませんよ。すでに、そのていさの上におきまして、通行税法というもの、もはや古き時代の遺物であつて、一刻も早くなくすことが必要であるとわが党は考えます。大蔵大臣は、なじんでおるから捨てがたいというのでございしますが、これは徴税者の論理でござい

ます。われわれ納税者側の論理に従うならば、通行税は、強制徴収ができるからやつておるのだ、こういうようなことでございしますから、この大蔵大臣の徴税者論理には断じて賛成するわけにはまいりません。大蔵大臣も、最も近い将来解消の検討をするというのでございしますから、罪一等を減じまして、早くひとつ廃止すべきであると存じます。ただし、今回上程されておりますこの一部改正法案というものは、すでにわが衆議院段階におきましては、国鉄の運賃改正法案が、われわれは反対いたしました。が、院議で確定をいたしました。その段階の上でどう考えるかということでございます。その内容を検討いたします。たら、いわば、通行税をふくめる、並びに通行税の存続を前提とした内容であるとは、われわれは判断をいたしております。すなわち、これまでも二等寝台を利用する一般大衆が既得権としてとつておりました課税最低限を引き上げて、その既得権を守ろう、すなわち、その方向は、一番最初つづられたものをなくしていきつていくという基本方針に立つておるといふ判断をわれわれはいたします。その限りにおいては、この法案に反対をすることに、二、三等寝台を利用する旅客がもし税金をかけられるならば、とんでもない話でありますから、わが民社党は、この限りにおいて、この法案に賛成をいたすものであります。(拍手)

○三池委員長 これにて討論は終局いたしました。続いて、採決に入ります。本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○三池委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○三池委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○三池委員長 次会は、来たる三月一日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時四十八分散会

昭和四十一年三月三日印刷

昭和四十一年三月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局